

平成 30 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月12日 (水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12月12日 午前9時00分宣告 (第2日)			
応 招 議 員	2番	板 倉 浩 幸	3番	飯 田 雅 広
	4番	石 原 裕 介	5番	水 野 智 見
	6番	戸 谷 裕 治	7番	伊 藤 俊 一
	8番	黒 川 勝 好	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	1番	松 本 正 美		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		税務課長	鈴木 孝治	安心安全 課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		介護支援 課長	戸谷 政司	環境課長	石原 己樹
		子ども 課長	舘林 久美	保険医療 課長	不破 生美
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 まちづくり 推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二		
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬
		生涯学習 課長	松井 督人		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項
1	安藤洋一	①『道の駅日光川ウォーターパーク』構想を提案……………16 ②子育て最前線の現状を問う……………26
2	吉田正昭	保育・教育行政を問う……………32
3	佐藤茂	富吉南街づくり地権者の思いにどう応えるか……………42
4	板倉浩幸	①障がい者控除対象者が控除を受けられるように！……………55 ②障がい者手帳を取得する件……………65
5	伊藤俊一	災害発生時における町民の「自主避難」について問う…77
6	水野智見	蟹江町の農業政策について問う……………86
7	戸谷裕治	人口減少時代の町づくりを問う……………98

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、松本正美君から、病気療養のため欠席の届け出が出ております。それから、高阪康彦君より、葬儀のため午後から1時間程度の中座の届け出が出ておりますので、これを許可いたしました。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

安藤洋一君の一般質問に関する資料が、議員の皆さんのタブレットにアップされております。また、理事者の皆さんには同一の資料を配付しておりますので、お願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えないような利用形態としていただきますようお願いを申し上げます。

また、一般質問をされる皆さん及び答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局にご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 安藤洋一君の1問目「『道の駅日光川ウォーターパーク』構想を提案」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、1問目「『道の駅日光川ウォーターパーク』構想を提案」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、参考資料は、タブレットにもアップしておりますので、よろしくお願いたします。タブレットのほうでは鮮明なカラー画像になっておりますので、理事者の皆さんもぜひ導入されますことをお勧めいたします。

それでは、早速、この1番の資料、これはグーグルからちょっと拝借したんですけれども、これをもとにいきます。

このタイトルの日光川ウォーターパークには、もともとおよそ200台という十分な駐車スペースが確保されております。しかし、その割には、スポーツ大会やイベント事以外では、あまりフル活用されている様子はありません。こんな状態ですね。平日の様子です。平日は、あの広大なこういった敷地に、人影がまばらな状態が続いているのが現状であります。

その状況の中で、ことしの8月に国道1号線と、この日光川ウォーターパークとのアクセスが、施設に面する防災道路と呼ばれる日光川右岸堤道路、県道516号平和蟹江線を通じて可能となりました。これですね。これは1号線をおりて右岸堤に入ったところでありませぬ。そこから北進する道路が県道516号、それに面してウォーターパークがあつて、もう直結されたということですが、そして、これそのまま北へ行きますと、もう県道29号弥富名古屋線に接続しております。通過車両もそれまでに比べて格段に増加しております。

既存の町有施設で来場者・利用者も多く、にぎわっている施設もほかに多く存在していますが、町外のお客様を受け入れることを念頭に置いた場合、地理的にわかりやすいアクセスの面でも、それから受け入れる駐車場の台数、容量の問題等にしましても、立地条件としては、この日光川ウォーターパークは、最高にクリアしていると思われませぬ。

また、周辺の景色も絶品であります。申し分ありません。広い川と広い田んぼに囲まれ、空も広く、これは私が撮影したもので余り大した景色には見えないかもしれませぬけれども、本当に夕焼けのときの景色はすばらしい。絶品であります。サブタイトルに、「日本一夕焼けのきれいな道の駅」と名づけてもいいぐらいであります。

ちなみにですね、ネット検索で調べた範囲内なんですけれども、現時点で夕日を売りにした道の駅はあるんですけれども、夕焼けという言葉で売りにしている道の駅は見当たりませぬでした。ですので、何ていいますか、こういうものは早い者勝ちといひますか、そういうほかに使われていない言葉とかキャッチコピー、そういったものを先に利用してそういう施設をつくるというのはいいんじゃないかなと思つたんですけれどもね。

また、日光川ウォーターパークというその名前そのものも、本当にどなたがつけられたかわかりませぬけれども、すばらしい、何ていひますか親しみやすいネーミングだと思つて感心しております。

1問目です。

そこで質問ですが、これは、今本当に1号線にアクセスできるようになつたということで、チャンスではないでしょうか。今こそこの立地条件などいろいろな面ですぐれた日

光川ウォーターパークを道の駅というふうに改造して、蟹江町を広く内外に発信してアピールする。そして、町外からお客様を呼び込む中心的施設としてはいかがでしょうか。

また、ウォーターパークという名前のごとく、水に親しむこういう施設の充実も忘れてはならないと思いますが、この辺いかがでしょうか。あわせてお答え願います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもございますとおり、日光川ウォーターパークの利用状況は、県内外から参加される大会、イベント会場としての利用につきましては、昨年度でございますが、野球場、10大会で約4,000名の方、ソフトボール場2面、こちらも56大会、約1万1,500名の方にご利用をいただいております。また、定期利用登録といたしましては、野球場、火曜日、土日の3日間で3団体、ソフトボール場、火曜日、木曜日、土日の4日間で3団体の方に、定期利用をご利用いただいております。ただ、それ以外の曜日では定期的なご利用登録はございません。このような状況であることから、施設の活用ということで、道の駅というご提案をいただきました。

現在道の駅は、全国で1,145駅が登録されております。

道の駅には3つの基本コンセプト、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場を創出することが求められております。

基本コンセプトといたしましては、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能が求められております。

当施設日光川ウォーターパークでは、都市計画決定された公園でありますので、道の駅そのものを設置することは難しいですが、日光川ウォーターパークにアクセスします日光川右岸堤防防災道路が本年8月に国道1号線まで開通し、今後は津島市へとつながれば、交通量も増加し日光川ウォーターパークへの立ち寄りしやすい立地条件が整いますので、誰もが利用できるような運動施設を含めた計画を模索・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。研究・模索ということで、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思うんですけども、前向きに行くということを前提にちょっとお話を進めていきたいんですけども、せっかく来ていただいたお客様に、ただ施設があるだけはいかんで、楽しみながら蟹江町を知っていただく企画も必要になってきます。

その一例として、来ていただいたこの広い駐車場に車を置いて、蟹江町の主な施設を気軽に歩いて回るスタンプラリー形式のウォーキングがお金もかかりませんし健康増進、それから蟹江町の地理の勉強、それから景品などもそれで用意してあげたりすると、その獲得ということで、一石二鳥、三鳥の効果が見込まれます。

これは何も子供のおもちゃで遊んどるわけではなくて、これで距離をはかる道具で、ずっと実測して歩いて回ったんですけれども、一例としまして、ロングコース、日光川ウォーターパークからサンサンブリッジを渡って図書館、これが日光川ウォーターパークで、ここが図書館ですね、サンサンブリッジを渡って図書館。それから、この間できたばかりの泉人がここにいます。ああ、泉人じゃないわ、楽人です。役場の西を通過して楽人へ行きます。それから、楽人からまた中央道に戻って、中央道を渡って、できたばかりの泉人に行きます。楽人から泉人へ行って、それから観音寺橋を渡って、堤防を日光川に戻ってくるということですね。これは先ほどの実測をして、大体4,765メートル、所要時間が約1時間13分、これは私の歩き方なんですけれども、それが1時間13分かかりました。それで、例えばこれをロングコース。

一番遠い楽人をやめて、図書館から泉人に行って、そこから観音寺橋を渡って帰ってくる、これはミドルコース。

それから、ショートコース、ちょっと散歩でもしようかなという方は図書館へ行って、それから、もう、この左岸堤をずっと通って観音寺橋を渡って帰ってくる、これはショートコースとかね、そういうふうなちょっと考えてみました。

それから、もっと健脚の方でしたら、足を伸ばして祭人、須成の須成祭ミュージアムですね、そこまで足を伸ばすハードコース、そういったことも考えられるかなということですね。

コースのその拠点にスタンプを置いていただいて、そのスタンプを集めたら何かステッカーか何か記念品がもらえますよというようなことにすれば、参加者も喜んでもらえるのではないかなと思ったんですけれども。

ただ、この蟹江町のお勧め施設・目玉施設をめぐるスタンプラリーとして見た場合、図書館というのがちょっとほかの施設に比べて堅いというか、観光施設ではないので、そういうインパクトに乏しいかなと思いますが、その辺につきまして、また後ほど町長にお伺いしたいと思います。

日光川ウォーターパークを拠点として、町内外のお客様に期日を設けたりするのではなくて常設で楽しみながら蟹江町の施設を、そして蟹江町そのものを知っていただく、こういった企画についてはいかがでしょうか。

○生涯学習課長 松井督人君

では、質問のございました常設ウォーキングコースについてお答えをさせていただきます。

日光川ウォーターパークからのウォーキングコースにつきましては、健康推進課が行っております、自分で健康推進についての活動計画を設定し、実施できたらポイントがたまる「あいち健康マイレージ、キラッとかにえ健幸ポイント」のコースとしてもご利用いただけるようなコースを検討していきたいと考えております。また、議員からご提案をいただきました町内各所、名所、旧跡等につきましても、そのコース内に設定できるようにあわせて検

討していきたいと考えております。

スタンプラリー形式にということですが、景品の獲得を目指すという点につきまして、景品獲得の条件の設定、それから受け渡しの方法等考慮する点が多くございますので、慎重に考えていきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。せっかくの施設ですので有効に、そして楽しみと潤いを与えるというので、ぜひ前向きに積極的に検討していただけるとありがたいなと思っております。

それから、この距離をはかる実測をしながらぐるっと回るとときに、たまたま目についたものですから、ちょっと今回の質問の本題とは外れるんですけども、ついですので、気になったことを1つお尋ねします。

この写真ですね。ちょうど私がウォーキングコースの距離測定をしていたときに見かけた、県道弥富名古屋線から多世代交流施設泉人への入り口の案内表示板です。

一番下に多世代交流施設、施設でとまっていますね。せっかく取りつけた案内表示板なんですが、なぜか泉人の文字が入っていないんですね。これではせっかく皆さんから公募してつけて、その名前を売りにしている、しかもシリーズものというか、楽人、祭人、泉人というふうなことで、それをもう前面に押し出しているはずなんですが、それが無いという、これはもう、「仏つくって魂入れず」そのものではないでしょうか。建物にももう泉人とあるんですけどもね。

泉人の名前を、その名前だけを記憶にして頼りにして来られた人だと、多分道に迷ってしまうのかもしれない。ぜひとも改善をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

町内に設置をしております各種案内板は、統一性を持って表記をしております。案内板の設置以来、公共施設名は正式名称を表記しておりますので、今回の案内板もその流れで作成をしております。ちなみにですけども、楽人、祭人、泉人でございますけれども、町内では通称の表記をした案内板はしておりません。

しかしながら、県やほかの市町村におきまして案内板を調べてみたところですけども、愛称を表記しているものも見受けられましたので、今後は検討をしてみたいと思っております。

今回設置したものを改修することは、多額の費用がかかりますので、今後当該案内板を改修する機会に施工できるよう検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

案内表示は誰に対しての案内表示なのかなというのを思うんです。役場の職員さんやそういう関係者に向けての案内ではなくて、よそから来た人、ここに楽しみに来る人のための案内表示だという認識がないような気がするんですね。正式名称でいきますとか、ちょっとかたいんですね。それでは楽しめないような気がするんです。もっと柔軟な発想で、どうしたら喜んでもらえるだろうか、どうしたらたくさん来てもらえるだろうかという、そういう発想だったら、絶対こんなカチカチの名前で終わらないはずなんです。何のために愛称を求めたのか。それだったら最初から愛称も要らないというふうになってくるんですね。本当に残念でしようがない。

今度お金がかかるので、その改修のときに考え直すということ、それはそれでしようがないですけども、ですから、せっかくお金をかけて看板をつくるんだから、そのときにどうして呼べるんだろうかというところまで考えたら、絶対こんな名前にはならんはずなんです。どうでしょう。

○政策推進室長 黒川静一君

議員がおっしゃることも理解をさせていただいております。今後、先ほどもちょっと述べましたけれども、ほかの自治体等でも実際に通称名を使っているところも実際ございます。そうじゃないところもございます。そういったことも含めて、今後はそういった一般の方の、ほかから見えられる方のご意見といいますか、わかりやすいような表記になるように、こちらのほう、つくるほうも心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。本当によく聞く言葉に、ほかの自治体と比べてとかということもあるんですけども、私は民間で仕事をしておると、ほかのところを出し抜いて自分ももっとうまいことこうとかという、そういう発想になるんですね。よそをうかがってやるのではなくて、よそがやったらんから、こうやったら、目立ってやろうというそういう姿勢がぜひとも欲しいと思います。いつまでもぐずぐず言っとってもいかなので、本当になるべく早くやっていただけるといいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

「日光川ウォーターフロント」構想への発展についてということで、我が蟹江町は、「水郷蟹江」であるとか5つの川が流れているなどはよく言われていることですけども、反面、日常生活においてはあまり川とはかかわりがありません。かかわりが薄れていると言ったほうがいいかもしれません。

しかし、せっかくの水郷蟹江ですから、これをもっとアピールしてはいかがでしょうか。

特に町内でも最大の水量、川幅を誇る日光川に注目して、広大な河川域の有効な利活用を考えてはいかがでしょうか。今、日本各地で注目されているウォーターフロント構想の蟹江版であります。これについては何か考えありますでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

夢のあるご提案をいただきありがとうございます。

日光川ウォーターパークは、日光川と大膳川に挟まれた運動施設を備えた公園であります。ご提案のとおり水郷景観をアピールできる特徴もございます。

当町においても、平成21年度から22年度にかけて、「かわの駅構想」を描き、水郷景観を生かした取り組みができないか検討をしてきた経緯がございます。そのときは、老人福祉センター、そして同分館、勤労者体育センターの老朽化に伴うリニューアル構想として検討をまいりました。何度も会議を重ねた結果、かわの駅構想づくり会議の検討の結果ですけれども、一定の構想を練り上げましたけれども、土地や河川の利活用についての調整や既存施設の利用調整がつかず、予算化には至らなかったという経緯がございます。

そして、ことしの10月ですけれども、多世代の交流施設「泉人」がオープンになりました。

それぞれの河川の利活用につきましては、近年は河川敷でのイベントの開催や水上交通や遊覧なども含めて、河川空間の利活用の多様化をした事例がふえてきております。こういったものを参考にしながら、今後検討をまいりたいと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。これは唐突な話ですので、まだまだこれからいろんな調整とか必要かと思っておりますので、その中の一部にちょっと加えていただければいいかなと思うんですけれども、さらにちょっと夢を語らせていただきますと、ことしの3月に日光川水閘門が新しく完成しました。これは日光川とその流域に暮らす人々の生命と財産を守る重要な施設であり、まさしく安心・安全のかなめと言える施設であります。

ここには、ちょうど先週の6日木曜日に、議員全員で視察に行っていました。この写真は、この式典のときの写真なんですけれども。これが水閘門の閘門という船が川と海とを行き来するためのものなんです。閘門といいますけれどもね。

例えば、まず、この施設を一般の方に身をもって体験してもらおう。日光川水閘門、体験遊覧船ツアーも可能なのではないのでしょうか。この大きな水閘門を実際にくぐって伊勢湾に出て、名古屋港とか中部国際空港を海から見物して、そして戻ってくる。また水閘門を通過して日光川を上っていくというような、ちょっと考えただけでもわくわくするような、そういう遊覧観光。日光川ウォーターパークを遊覧船のターミナルとして、岸辺に栈橋などの施設ができて乗降客の利用が始まれば、蟹江町の観光拠点となる可能性が広がります。これが日光川ウォーターフロント構想の始まり、出発点となります。これについてはいかがでしょうか。

○政策推進室長 黒川静一君

蟹江町では、蟹江川の船めぐり、かにえ水郷のまちの会さんが平成25年、26年度ですけれども、蟹江川の水辺スポットと蟹江川排水機場をつなぐようなコースで、蟹江町観光協会の補助を受けながら実施をしてきた経緯がございます。

水郷景観である蟹江川を活用し、蟹江町における観光スポットの一つになるようにということで、町の観光協会が実施をしてきたところでございますけれども、日光川におきましては、日光川の右岸堤が防災道路でもありますし、船の発着場のことを考えますと、蟹江川とは比べて、周りの環境が異なっておると思います。遊覧船ツアーを実施するという事は、環境等を考えますとなかなか難しい状況であるというふうに思っております。

蟹江町には6本の河川があり、水郷のまちとしてアピールをする要素は各所にあるものと捉えております。蟹江川や佐屋川創郷公園など、ほかの場所においても利活用の構想を検討しつつあります。今回のウォーターフロント構想の発想を含めまして、水郷のアピールと住民の憩いの場の創出につながるよう、河川の利活用に係る取り組みについて前向きに検討をしてみたいと思います。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。そうですね、日光川というとなかなかいろんな絡みがあって、規制があって難しいとおっしゃるだろうなというのは大体想像がついたんですけども、そういうのを乗り越えていくのがいろいろ楽しみといいますか、最初からだめと言って諦めると、身もふたもないので、頑張ってみましょう。

続きまして、日光川ウォーターパークをターミナルとして機能させるには、陸上の公共交通機関も接続しなければなりません。これはお散歩バスの路線図なんですけれども、なぜか今現在お散歩バスは、ウォーターパークの前を素通りしています。ちゃんと前は通っているんですけどもね、素通りしています。

公共施設をより多くの町民の皆さんに利用していただくには、よりきめ細やかなサービスが求められると思います。せっかくの広大な敷地のある公共施設なのに、それで、その目の前を通っているのに寄らないというのは、やはりちょっとわからないですね。立ち寄るのに時間とか手間もちょっと寄るだけですが、そんなにかかるとは思いませんけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

お散歩バスの件に関しましては、ふるさと振興課のほうからお答えさせていただきます。

お散歩バスのバス停につきましては、公共施設、鉄道駅、大型店舗などの近くに設置してございます。現在のウォーターパークの利用状況、車に乗ってこられまして、あちらのほうでウォーキングを楽しまれておるといような状況を考えますと、今現在バス停を設置する

ということは、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。

それと、この10月にバス停等を改正したところでございますし、こちらのほうには費用もかかります。ですので、この先まずは周辺の整備を行いまして、人が集まるような状況になれば、バス停の設置も視野に考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。ちょっと時期的に間に合わなかったというような感じであれですけども、やはりいろんな町民の方にせつかくですから、ここも、ウォーターパークも、外周は本当に遊歩道になっていて景色もよくて、大膳川を眺めながら散歩できたりして、ジョギングの方もいますし、やはりなるべくたくさんの方に利用していただいて、にぎわったほうがいいなと思っていますので、ちょっと立ち寄るコースを一遍検討していただけるとありがたいなと思っています。

それでは、最後の質問、ちょっとお尋ねします。

常に川に注目を集めるということは、単に観光や保養目的のみにとどまらず、川に関心を持つ、常に川を監視するということにもつながるのではないかと思います。流域住民の皆さんの日ごろの不安をみんなで共有し、常に注視し注意し続ける、そのことこそ本来の目的であると思います。少しの変化も見逃さない、より多くの目で見続けることができれば、それも可能ではないでしょうか。そういった安心・安全の観点からも、道の駅日光川ウォーターパーク構想をご提案いたします。

さらに、この先、先ほど申し上げました日光川ウォーターフロント構想へと発展させると考えた場合、サンサンブリッジで結ばれた佐屋川創郷公園との連携、有効活用も重要な課題となってくるのではないのでしょうか。

先ほど申し上げました図書館も含めたいわゆる佐屋川創郷公園の再開発プロジェクトであります。図書館東側の広場の有効活用などは、かねてからの懸案であり、そこに注目していただくことも兼ねて、今年の4月には桜祭りも開催させていただきました。これらについて、町長のお考えをお聞かせ願います。

○町長 横江淳一君

いろいろなお質問いただきましたが、公務員は本当に堅い答弁大変申しわけございません。私がかたい答弁をさせていただこうと思ったんですが、やめます。

今、安藤議員からいろんな提案をいただきましたが、蟹江町、実は来年で町施行130年という大きな節目を迎えます。町民の皆さんにとっても、非常に歴史、伝統、文化のまちが年々発展していくというのは、楽しい、本当に誇らしいことだというふうに私自身は思って、もう一度しっかりとひもを引き締めて、頑張ってやってまいりたいというふうに思っています。

蟹江町というのは、11平方キロ、小さな町ですけれども、川の数だけは6本流れております。5本という説もありますが、善太川を入れていただくと6本になりますので、これからは6本というふうに言っていただくとありがたいのかなと。その中心を流れる蟹江川を中心として、やはり海運業が栄え、物資の流入が船でできたというのは、安藤議員もよく存じてみえると思います。

そんな中で昭和30年度後半から都市計画が始まり、今のまちづくりが形成をされてきたのも十分ご理解いただいているというふうに思っています。

今提案をいただいたウオーターフロント計画、そして水辺計画のことも含めてもありますけれども、できないと言ってしまえば、本当に2秒、3秒の答弁で終わるわけではありますが、やることができるよという考え方の中で、今実は鋭意努力をさせていただいておる件もたくさん実はございます。

今まさに議員がご提案をいただきました佐屋川創郷公園であります。これはかつて音楽堂等々の町の施設ができるように、あそこ建築可能な場所であります。しかし、私平成17年4月2日から町長就任以来、皆さん方からのご意見はいただいていたのも事実でありますし、町民祭りをあそこで開いていた時期もあったわけではありますが、そんな中で緊急性を要する事業、例えば東日本大震災等々の大きな大災害、そして風雨、台風、そういう安心・安全のまちづくりをまずは優先すべきじゃないかというご意見の中で、今現在着々と準備を進め、そして完成した部分もたくさんあるわけではありますが、そんな中で、今憩いと潤い、そして水の景観、水郷景観だということになりますと、僕は佐屋川創郷公園と、先ほどご提案をいただきました日光川ウオーターパーク、ここは運動公園としての位置づけでありますので、非常に、やはり用途の変更が難しいのは事実であります。これはもう地方自治体のルールでありますのでご理解をいただきたいと思いますが、かつてあそこにそういう計画を立てた時代も実はございました。またお示しをさせていただくことがあると思いますが、やはり有効活用すべきだというふうに私は思っています。

川を利用する、そして川の縁にあります土地を利用する、これはもう狭い蟹江町は当たり前のことだと思っておりますので、今後安藤議員にもお願いをしながら、かつて給食センターを建てる時に、PFIという手法を使ったのはご存じかと思っております。今PFI、PPPという民間手法を使ったいろいろな要請施策があるわけではありますが、それをも提案をしていただきながら、蟹江町の南にあります都市計画道路も本来は旧佐屋町のほうに橋をかけてつないでいく、そういう計画もあったわけではありますが、やはり経済状況の関係だとか、ほかの町、合併もなりました。新たな地方自治体ができたとすることで、全く新しいステージに立っていると思っておりますので、新しいステージの中で、今ご提案をいただいた佐屋川創郷公園とサンサンブリッジ、そしてウオーターフロントとを結びつける何か計画ができればなということをお我々もこれから議員の皆さんにご提案をしていきたいというふうに考えてございます。

大変予算の厳しい中、それでも蟹江町は着実に議員の皆さんの協力の中、進めてまいったのも事実であります。今後、平成32年以降、第5次総合計画の策定に当たり、やはり憩いとゆとり、そして潤いのある水郷景観の町を形成していくのが、これが僕は一番先にやっていくべき施策だというふうに考えておりますので、何とぞ安藤議員におかれましては、いろんなお立場でまたご協力をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。先に夢をつなげる望みを持てるようなご答弁本当にありがとうございました。私も何かそういうお話あれば、しっかりと協力させていただきたいなと思っております。

このきょうのメインテーマであります日光川、この日光川を挟んで両岸に位置する日光川ウォーターパークと佐屋川創郷公園は日光川ウォーターフロント構想の両輪であります。将来的に充実、完成すれば、蟹江町民が他の市町に誇れる一大公共施設となると思われます。どうか蟹江町民とともに、町外から来られたお客様にもアクセスがしやすく、夢と潤いを与えられるような施設の充実をお願いしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目「子育て最前線の現状を問う」を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い2問目「子育て最前線の現状を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

これから取り上げます内容は、子育て最前線で奮闘するお母さん、それをサポートするおじいちゃん、おばあちゃんの生の声に基づいています。どうかご検討のほどよろしく願いいたします。

では、1問目、保育所の現状についてお尋ねします。

ちょうど1年前、昨年11月23日木曜日に、まちづくりミーティングが催されました。町長主催でしたね。子育て真っ最中のお母さん方を対象にした会だったと記憶しています。

たまたまやるということをお聞きして同席をさせていただいたんですが、幾つか出された要望の中で、1つ非常に印象に残っている要望がありました。預けた子供さんのお昼寝の布団の運搬についてであります。毎週月曜日の朝に持参し、金曜日の夕方持ち帰るそうであります。雨の日に子供を連れて、傘を差して大きな布団袋を持って保育所までを行き帰ることの大変さ、危険さを訴えておられました。

そこで質問です。そのミーティングで出された要望は、別便で、要は業者さんになるんで

すかね、布団の集配をしてもらうことはできないでしょうかというものでした。その要望からおよそ1年がたちましたが、何か対応策はできましたでしょうか。お尋ねします。

○子ども課長 館林久美君

それではお答えさせていただきます。

昨年のまちづくりミーティングの回答の中でもお伝えはさせていただきましたが、現在、お昼寝布団を週末に持ち帰りすることは今も続いております。それは、お子さんの健康管理、保育室の衛生管理につながりますので、今のところは保護者の方にご理解、ご協力をいただき、布団の持ち帰り、運搬をしていただいているところです。

ただ、天候等によりどうしても持ち帰りが困難な場合につきましては、職員にお声がけをしていただければ、柔軟な対応をとらせていただいているところです。

集配サービスにつきましては、費用がかかります。また、希望の有無もあると思いますので、検討をする必要が十分あると思われまます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

そうですね、当然お金がかかるんですけども、このときのお母さんの要望の中でも、やはり多少のお金がかかるのはしょうがない。お金払ってもいいから、そういうのもできないでしょうかという質問だったので、そういう選択肢として設定してあげられればいいかなと思いますので、ぜひその辺の対応もよろしくお願ひしたいと思っております。

これがなぜ印象に残っておったかといいますと、私の娘が、孫がいるんですけども、たまたまこのミーティングの1週間か2週間ぐらい前に全く同じ質問を聞いたんですね。よその市町の保育園に通っているんですけども、預けているんですけども、全く同じ質問を聞いておったので、あれと思って、ああやはり同じ困ってみえる方がおられるんだなということによって印象に残っておったんですね。

そのときは、もう随分、私自身が子育てから離れていますので、全く関心がないと言ったらいかんですけども、よくピンとこなかったのが聞き流しておったんですけども、現実にはそういう声があちこちから聞こえてくると、ああやはりそういうことなんだなということ、ちょっと対応をお願ひしたいなと思いました。

次に、近隣市町のある保育園では、子供の体温が37度5分を超えると預かれないので、その場で子供さんを連れてお引き取りくださいということで、帰らせるということなんですね。

そこで確認なんですけれども、蟹江町の保育所では、子供を預かれる基準の体温を何度に設定していますでしょうか。

また、そのとき子供に発熱があると判断した場合、やはりその場で保護者に引き取ってもらうことにしているのでしょうか。保護者には仕事に行ってもらえるような手だては、何かないのでしょうか。あわせてお答え願えます。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、お答えさせていただきます。

児童の発熱時の対応でございます。

一度お預かりしたお子様についてなんですけれども、保育所のほうで何度になったらお迎えをという数値設定は蟹江町ではしておりません。発熱、せきのひどいとき、嘔吐や下痢があるとき、また伝染病のおそれがあるとき、その他受診が必要だと思われるときには、保育継続することが困難な状況になった場合は、お迎えの連絡をさせていただいております。

また、数値設定していないというところなんですけれども、お子様の月例の低いお子様につきましては、平熱が高いお子様もお見えになりますので、数値設定はしておりません。

また、日ごろの保育士による様子、そのお子さんの様子との比較、保護者からの聞き取りなどを考慮してお迎えのタイミングは図らせていただいております。

お迎えが必要になった場合は、すぐ保護者の方に連絡はさせていただくんですけれども、保護者の方のご都合もあるかと思えます。ですので、ほかの園児とは別室で看護させていただくことになると思うんですけれども、そこでお子さんは保護者の帰りを待ちます。

もう一点、子供が発熱したときの引き取りについてなんですけれども、お子様は基本的に保護者の方の送迎でお願いしております。中にはファミリーサポートをご利用してお迎え等を使われている方もおみえになるんですけれども、それはあくまでも健康な状態での対応となりますので、発症された場合につきましては保護者の方のお迎えとなります。

また、1月から病児保育も始まっていくんですけれども、そちらのほうも体調不良型ではありませんので、発症したばかりのお子さんをお預かりすることはできませんので、保護者の方で看護していただくという形になります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

少し安心しました。門切り型というのか、いきなりばさっと切るのではなくて、その状況に合わせて、先方、保護者さんの状況に合わせた対応をしていただけるということですね。

実は、この37度5分というのも、実は私の孫の通っている保育園のことなんですけれども、ここの対応ですと、本当に保護者が大変なんです。

預かれないので引き取ってくださいと言われてから、すぐお母さんはおばあちゃんに電話をして、おばあちゃん動けるかどうかということを知って、動けると言えば、そこではあちゃんに預けて自分は仕事に行く。だけど、それでたまたま用事が入って行けんということになると、今度は会社に電話をして、半日なり全日なり休んでいいかという確認をする。それですぐ病院に連れて行くとか。

それでまた、会社のほうは、急遽人員配置を考える。いい会社ですと、いいよと言って人

員配置を考えてくれるんですけども、そうでないところは、何だこいつ使えんやつだな、いつも子供で休んでとか何とかいう態度になってくるとかということ、なかなかなんちゅうんですか、理想どおりにはっていない、現状は厳しいものがある。社会的な認識、制度の不足を本当に間近に感じているんですね、最近。

我が蟹江町では、先ほどおっしゃったように、来年1月4日から早速、病児保育が始まりますけれども、まだまだ規制が多くて手続も煩雑ということで大変ですし、利用する側の立場に立った制度の改善、そういったものをこれからもお願いしたいと思っております。

2つ目の質問に入ります。

子育てといいましても、幼児ばかりでない。高学年になってもあるので、そちらのほうに入ります。

小・中学校における学校教材の保護者負担の現状についてお伺いしたいと思います。

小・中学校教材の中で、年間を通じてではなくごく短期間、あるいは年間を通じて使用しなくてもごく短時間しか使用しない教材にはどのようなものがあり、その保護者負担額は年間およそどのぐらいの金額になるでしょうか。小学校6年間、それから中学校3年間とか、それぞれまとめたおおよその額で結構ですので、わかる範囲で結構です。教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

短時間の使用で保護者負担となっているものは、小学校では図工の工作キットや理科の実験キットなどがあります。中学校では、美術や技術の材料などがあります。

金額につきましては、小学校が年間500円から2,000円程度、中学校1年生、中学校2年生が年間2,000円から3,000円程度となっております。中学校3年生につきましては、若干高目の5,000円程度となっておりますが、これは技術の授業で使用するプログラミングロボットが3,000円ほどするということが要因となっております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。そうですね、プログラミングって、昔にはなかったようなものですね。

短期間、短時間でその役割を終える教材は、その後、私の昔のころの話なんですけれども、もう終わった後は、押し入れの隅に追いやられるか、ごみになる可能性が高くなりますし、そうなる大変もったいない話でございます。そういった種類の教材は、できるだけ多数の生徒で使い回すよう学校の備品として貸し出すといったような、そういった形はとれないものでしょうか。それにより保護者の負担も、教材の無駄も少なくて済むと思われそうですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

学校の備品としている主なものには、道具類があります。例えば図工や技術で使いますのこぎり、きり、ハンダごて、ペンチ、それから理科で使います虫眼鏡、温度計、方位磁石、算数で使用するそろばんなどがあります。これらは学校の経費で購入させていただいております。

先ほど答弁しました工作キット、実験キット、美術や技術の材料などは、いずれも組み立てたものを再度分解して使用することが難しく、学校備品として扱うことは困難なものとなりますので、保護者の方に購入させていただいております。

なお、現在、蟹江中学校におきましては、PTAが主催するリサイクルバザーが年2回行われておまして、使われなくなりました制服やジャージ、かばん、体育館シューズなどの学校指定用品をフリーマーケット方式で安価で後輩、生徒に譲り渡す運動を行っております。このような運動を他校にも紹介させていただきたいと思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そうですね、PTA主導のリサイクルバザーというんですか、やはりそういうのがあるということですね。やはりそういうのはぜひ他校にも教えてあげて、そういうふうで使い回し、使い回しと言うと語弊があるんですけども、有効利活用、リサイクル、そういったものを推進していただけるといいかなと思います。

それから、今お聞きしたそろばんなんていうのは、昔はやはりそれも買って持ったような記憶がありますね、やはり。実はそういう問い合わせをいただいて、私が中学生のころを思い返してみますと、大工道具とか、技術家庭科ですね、主に。そういう大工道具だとか裁縫道具、彫刻刀とか道具類、それから美術や音楽の副読本とかというのを結構たくさんいろいろ買ったような覚えがあって、余り使わないものですから、きれいなまま押し入れに入っておったなという記憶がありますので、ぜひともそういったことも、これからは有効活用できるような指導をしていただけるといいかなと思っています。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

これもまた町長にお尋ねします。子育てと仕事の両立についてであります。

子育てと仕事の両立の問題については、国の施策によるところが大きく、地方自治体が単独で考える問題ではないだろうなどは承知しておるんですけども、しかし、子育て最前線の現場では、働く保護者を初めいろいろな立場でいろいろな問題が山積していることは、既に町長もご存じのことと思います。

平成27年10月、安倍総理大臣は「一億総活躍社会を目指す」と宣言されました。同時に発

表されたアベノミクス、新三本の矢の1つの子育て支援では、希望出生率を1.8まで回復させることを目標としています。

その大きな国家目標を聞く一方で、末端の私の娘夫婦の子育て奮闘の様子を見ておられますと、とても楽観視はできません。現実と政策の大きなずれに不安を抱くのは私だけでしょうか。そこで、あえて町長にお尋ねします。

女性の活躍、社会進出を促し、その一方で子育て支援を充実させ、国難とも言われる人口減少を食い止める。この相反する難題を横江町長はいかに考え、いかに対応していかれるおつもりでしょうか。これも難しいことだと思いますけれども、お答えできる範囲でお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに国難でありますので、安倍内閣総理大臣のような答弁はできませんが、当蟹江町、実は先ほども申し上げましたとおり、町政施行130年という一つ大きな節目を来年度迎えるわけであります。そんな中で、本当にありがたいことに、ここ1、2年でありますけれども人口は微増であります。ただ、前にも戸谷議員にもご指摘をいただいたとおり、その微増の中身はどうなんだと。外国人労働者がふえただけじゃないかという厳しいご指摘も、まさにそういう部分があるわけあります。

また、中村議員からは、男女共同参画プランもつくっていないのに何だという、本当に叱咤激励をいただくような、そんな質問もたくさんいただいていたわけですが、おくれげながら昨年3月、男女共同参画プランもつくりました。ただつくっただけでは、議員おっしゃったように、「仏つくって魂入れず」で、そのソフトをいかに使うかということだというふうに思います。

国では、これ2016年にできた、まち・ひと・しごと創生総合戦略ご存じだと思いますね。それによって今蟹江町も動いているわけあります。私も4期目のスタートをさせていただくときに、今までどおりの施策プラス特に高齢化対策、そして子育て対策に力を入れていきたいということで、7つのKから3つKをふやしまして10Kということで、町民の皆さんにお訴えをさせていただきました。

その1つの施策が、先だってオープンいたしました多世代交流施設の泉人です。まだまだ10月2日にオープンしたばかりで、緒についたとは言えませんが、いろんな方々からいろんなご意見をいただいているのも事実であります。子育て支援センターも蟹江町の西子育て支援センターということで、3つ目の支援センターであります。高齢化対策については、今蟹江町も高齢化率がもう25%超えようとしております。そんな中で、同時にスタートしていかなきゃいけない、要するに2025年問題、そして2040年問題の合計特殊出生率、先ほどちょっとありました1.80を目標にということで、残念ながら蟹江町がまだ1.45台でありますの

で、何とか若い世代をこの蟹江町にふやしていきたい。

ただ、といっても生まれてから10年、15年、20年実はかかるわけであります。ですから、もう今既に手おくれなことになっているかも知れませんが、今やらなければ間に合わないとは思いますが。蟹江町だけではできるところではございませんので、単に市街地をふやしてうちをふやせばいいという問題ではなくて、今ある市街地の利活用、そして空き家対策、全ての施策を注入して、これから蟹江町の第5次総合計画も含めて計画をつくっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

限られた財政の中で高齢化対策、そして子育て支援、これはもう待ったなしでありますので、ぜひとも議員各位のご協力をいただきまして、両輪をしっかりと前へ進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当に、待ったなし、おっしゃるとおりで、本当にわかっていなかったんですけども、随分離れて、目の前で一生懸命子育てしとるお母さん見ると、本当にこれ大変だなと。しかも社会進出して働かないかんよと言われると、どうしていいんだろうと本当に思いますね。一生懸命育てているお母さんを見ると、本当に尊敬するばかりでありますので、何とか支援していただけるように施策よろしくお願いをいたします。

子育て支援とは、幼児期や義務教育期間だけではなく、生まれる前から学業を終えるまでの幅広い長い期間の支援、サポートであろうと思います。

また、蟹江町の将来を見据え定住人口の増加を考えた場合、子育て支援と女性の働き方改革は、最重要で急を要する施策ではないかと思えます。そのためにも、まずは足元の子育て支援、誰もが安心して子供を育てることができる環境の実現を目指していただきますことをお願いしまして、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

質問2番 吉田正昭君の「保育・教育行政を問う」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へどうぞ。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

議長のお許しを得ましたので、「保育・教育行政を問う」を質問します。

先ほど、安藤議員も子育てについて質問されてみえましたが、私も孫がおりまして、ちょっとそちらのほうに関心がありますので、このような質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、2019年10月に幼児教育・保育無償化の政策が施行されますが、今の蟹江町保育料についてですが、市町村民税におきまして9つの段階に分かれておりますが、結構この負

担があると思うんです。それで、今回無償化されることに対して、来年度、新規に預けられる幼児の方がふえるんじゃないかなと思っておりますので、ゼロ歳から2歳児、それから3歳から5歳児の来年度の保育所への応募状況を聞いてみたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、保育所への応募状況についてお答えさせていただきます。

昨年度と比較しますと、1歳児クラスは少し希望が増加いたしました。それ以外の月齢クラスにつきましては大きく変動はございませんでした。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

大きな変動はないということなのですが、まだ現実に半年ですね、この金額を支払い続けなきゃいけないということになれば、私もそうかなと実は思っております。再来年度ぐらいにふえるのか、それとも蟹江町の子供さんが少ないのかという、そちらの問題になるのかというふうにちょっと思っておりますが、そうしますと、今年度におきましては、蟹江町、認定こども園まで入れると保育所の施設が9つありますが、応募者全員入所できると、待機児童というか待機される方はないというふうに解釈してよろしいですか。

○子ども課長 舘林久美君

保育所の入所につきましては、11月の中旬に31年度のお申し込みを締め切りました。その段階で、今調整をさせていただいているところなんですけれども、どの月齢クラスにおきましても入所基準がございます。現在は、入所基準の正確な確認と希望保育所との利用調整を行っているところでございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

結構、子供さんを預けられるキャパがあるようには思っておりますが、それでも自分の行きたいところに行けないような親御さんがあるかということも心配しておりますので、その辺は上手に調整していただきたいと思います。

それから、マスコミ等で言われておりますが、全国で保育士が足りないと言われております。多分、これは地域格差があるかと思えます。やはり地方よりも都市部ですね、そして近郊都市がやはりたくさん不足しているようです。当町は、保育士の人の確保は十分できているのかどうかお聞きしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

保育士の確保についてでございます。

現在、退職予定者に伴う職員の確保はできております。ただ、先ほど申しましたように、利用調整が終わりましてところでクラス編成が固まってまいります。それで過不足が生じる

場合は、さらに確保する努力をしてみたいと思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

なかなか途中で退職される方もありますので、補充というか募集してもなかなか応募されないと思いますが、保育士の人の待遇状況は、やはり他の仕事に比べて一般的に内容もきつそうですので、そういう面から見ると、給与面等において悪いんじゃないかというふうに私は解釈しておりますが、その辺はどうなのでしょう。

○子ども課長 舘林久美君

保育士の待遇についてでございます。

現在、保育士につきましても、子ども一般職と同様の形態での支給となっております、必要があれば人事担当部局と相談してみたいとは思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

公立ですから、一般の職員の方と一緒に給与体系にはなっておりますが、先ほど言いましたように、仕事の内容が非常にきついというようなことがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、結局途中退職されるということは、いろんな事情があるんですが、そのような面もあるんじゃないかなというふうに考えておりますし、現在もホームページを見ますと、臨時職員の募集をしてみえるみたいで、金額的にここにありますが、資格所有者で1,130円からということで募集されてみえると思いますが、やはり良い人材を確保しようと思えば、それなりの待遇、給与等が必要になるかと思えます。公務員という職業、身分ですね、その関係からいけば特別なことはできないかとは思いますが、ほかの市等では、それ以外に手当をつけたり、いろいろ考えてみえるところもあると思うんですが、やはり優秀な人材を集めようと思えば、それなりのことを考えなければいけないような気がしますが、どのように考えられるのでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

では、人事当局のほうから少しご答弁させていただきます。

先ほど議員からご指摘のように、保育職、これは大変な仕事だと認識はしております。先ほど子ども課長から答弁させていただいたように、一般職と同様の今は給与形態で支給という状況でございます。

民間保育所と比べまして、公立の保育所でございますので、そういった身分保障もある程度しっかりしておると認識しております。いわゆる待遇面につきましても、そういう面ではしっかりしておると。

ただ、お給料のことになりますと、先ほど別の手当というご指摘もございましたけれども、国の方針からして保育士手当のほうは、現在、平成十何年のころから廃止の方向でいろいろ

ご指導いただいておりますが、県内で保育士手当を支給しているのが、もう数少ない、2つぐらいしかございません。そういうこともございまして、しっかりと職種としては大変なお仕事だとは認識しておりますけれども、そこら辺も踏まえて何かほかの手だてがあるかどうかということも、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

今回、消費税の値上げの関係で保育の無償化ということになるかと思うんですが、そのときに、どうも保育士の人の給与体系も上げるというようなことがちらっと書いてあったような気がするんですが、やはり先ほど言いましたように、優秀な人材を集めようと思えば給与面ばかりでなく、いろんな意味で何か考えるときじゃないか。私は一番給与が一番簡単だと思うんですが、やはりそれができるような何か、何もないんでしょうかね。その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

そこら辺の給与面につきましては、先ほど申し上げたように、一般職との兼ね合いもございまして、県内の市町村の状況を見ますと、保育士職、福祉職として別の例えば給与表を適用するとか、そういうところの市町もあるようでございます。蟹江町の規模でそれが適正かどうかということも含めて、ほかにもいろいろ手だてはあるやもしれませんので、そういう方面も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはりほかの市町、あるんですね、現実には。私もちらっと調べたんですが、やはり蟹江町独自の施策を打ち出してもいいんじゃないかなど。子育てということに関して、人口増ということになれば、やはり若い人を呼んで子供さんきちっと育ててということになりますので、子育てに関しては特別な施策をしてもいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、延長保育の関係なんですが、町内の保育所で延長保育ができていないのは舟入保育所だけなんですよ。この舟入保育所の延長保育ができないのかお聞きしたいと思います。

○子ども課長 舘林久美君

舟入保育所での延長保育の検討についてお答えさせていただきます。

延長保育事業を実施しますと、早番・遅番、職員のローテーションが必要になってまいります。現在の舟入保育所の利用人数に対する職員規模での対応となりますと、通常の保育時間が少し手薄になってしまうことが想定されますので、現段階では難しい状況であります。

また、今後は利用希望の状況を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

今の利用希望というお話が出たんですが、舟入保育所の現状を見れば、あそこは平家建てですし、非常にもう古くて、他の保育所に比べて非常に施設的には貧弱で、お母さん方がどのように考えるか、この施設をどのように見るかという問題もひとつそこに絡んでくるんじゃないかなというふうに考えておるわけなんですけど、やはりここだけなんですよね。6つありますよね。6カ所保育所がありまして、ここだけ先ほど言ったような状況ですので、当然順番としては、ここも2階建てにして、この間も南保育所を見させていただきましたけれども、新しい保育所の施設等は全然違いますので、今後舟入保育所のあり方、要は2階建てにして避難所施設も整えてすべきではないかと思いますが、どのように考えてみえるのでしょうか。

○子ども課長 館林久美君

舟入保育所の建てかえの検討はについてでございます。

舟入保育所以外にも老朽化した施設がございますので、その施設も含めてどのような形が進めていくことが一番最善かというところを考えながら検討していく必要はあると思っております。

もし検討をすることになった場合には、ご心配されております垂直避難ができるような2階建て以上の施設を検討する必要があるのかなということも考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

須成保育所もきれいになりましたよね。それからほかの保育所も順次、老朽化しているもわかっておりますので補修はしておりますが、舟入保育所も補修はその都度してもらっていると思いますが、やはり先ほども言いましたように貧弱過ぎるし、2階建て、垂直避難ですか、それもできないような公共施設というのは、非常に私はまずいんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひとも早い段階で検討していただいて、最初にここを手をつけていただくと助かると思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、先ほど出ましたが、当町における病児保育が31年1月より始まりますが、これはうれしいことです。ところで、愛知県の一部の地域ですね、日曜日の休日保育を実施しているところがあるわけなんですけど、やはりサービス業とか休日に仕事をしている人もいるわけですので、休日保育を望んでみえる方もあるかと思いますが、当町ではどのように考えてみえるかお聞きしたいと思っております。

○子ども課長 館林久美君

それではお答えさせていただきます。

休日保育についてどのように考えるかというところです。

現段階で休日保育というところまでは、検討は今まだできておりません。まず、私どもは来年1月から始まります病児保育が確実に進められること、また保育士の確保がきちんとできること、そして、低年齢児の受け入れが確保できること、こちらをまず最優先させていただきまして、その先に土曜の保育時間の検討や休日保育も必要であるとは考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

事情はよくわかっております。

一番、先ほどの話に戻りますが、大切なのは保育士の人の確保でありまして、それには先ほど言いましたように、何か手だてがなければ保育士の人が確保できない、確保できなければ休日保育もできないということになりますので、その辺をやはり考慮して、今後どのように全体的な動きですね、給与面も含め、それから施設面も含め、それから今後必要であろう休日保育も含め、どのように考えをしがてら進めていくかということになるかと思いますが、その辺はひとつ考慮していただきましてお願いしておきます。今言っても多分無理だろうと思いますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、当町には5つの小学校と2つの中学校があります。

例えば歩いて通学している児童・生徒で遠いところからは、どこから、時間的にどれぐらいかかって学校まで通うのかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず現時点での状況ですが、結論としましては、新蟹江小学校が一番長距離になると思います。これは富吉一丁目、近鉄富吉駅の北側から学校までの約2.1キロ、これが最長距離となると思います。それで、同じぐらいの約2キロぐらいの長距離の学校といたしまして、蟹江小学校、須西小学校、それから少し減りまして約1キロぐらいとしまして舟入小学校、学戸小学校があります。

時間にしまして、もちろん低学年、高学年の足の違いがあると思いますが、恐らく低学年ですと30分弱かかるのではないかと思います。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

そうですね。学校の位置によって通学する時間、距離違ってくるわけなんですけど、ところで、ブロック塀が倒れるような事故等がありましたが、通学路の安全確保ですね、それはどのようにされているのか、通学路の安全確保、それはできているんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

ただいまのご質問ですが、先日、この春、痛ましい事故がありまして、私どもとしまして

は教育部門と、それから産業建設部ですね、まちづくり推進課のほうと連携しまして、通学路を中心とした重点地区を設定いたしまして、そちらのほうで検証していただいております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

そうですね。やはりマスコミ等を見ると、通学途中に車ではねられたとか事故等がありますので、その辺の安全対策だけはきちっとしていただきたいと思います。

ところで、通学に通う子供さん、小学生のランドセル、私も持ってみたんですけども、結構重かって、その中へ教科書等を入れたりしますと大変これをしょっていくのは大変かなというふうに思います。

中学生も学校へ通うのを見ていると、結構部活の荷物やらいろんなものを持ちながら歩いていきますので、肉体的にも体力的にもちょっときついものがあるんじゃないかなと思っておりますが、小・中学校ではなかったんですが、私も高校ぐらいになると教科書等は学校に置いて通ったこともありますが、どうでしょう、今現在学校で学用品や教科書を小・中学校で置いていくということはできないものなののでしょうか。お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

ご質問がありました教科書や学用品を学校に置いておくという「置き勉」ですね。これについては、蟹江町では、今までも年度当初に学校で検討をして、学校に置いていってよい副教材や道具箱、そういうものにつきましては、その内容について学校から保護者の方にお知らせをしているところであります。

今議員がおっしゃられたように、最近これが問題になりまして、平成30年9月6日付で文部科学省より「児童生徒の携行品に係る配置について」というのが出されました。実は、これは全国的にまだそういう置き勉について少しでも取り組みをされていない、そういう自治体もあるような感じでありまして、文科省はそういう通知で取り組みの進んでいる自治体の工夫例を紹介するというものであります。

蟹江町においても、先ほど申し上げたように、実は今までもそういうのを検討して、学校に置いていってよいというのをやっているわけですが、例えば習字道具とか、そういうお稽古道具とかそういうものでありますけれども、さらにこの通知を受けまして、再度また学校でどうしたらいいかということで、また検討していくようなことを今学校のほうにも話しているところであります。

以上であります。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

ランドセル、小学校1年生ですと、自分の体よりもランドセルのほう幅広いというか、大きいというような感じも見受けられますので、やはり高学年になれば、それなりの体力も

つくかと思いますが、30分もかかるようなところを重い物をしょって歩くと、やはり体にもよくないように私も思いますので、その辺はよく検討していただいで進めていただきたいと思います。

それから、次なんです、新学習指導要領の改定で、小学校では2020年度に英語及びプログラミングの授業が始まるということになったと思います。

でも、現在でも小学校では5年生から英語に親しむことをしている、英語授業というんですか、していると思うんですが、どのような内容でどのように指導してみえるのかお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

指導内容についてお答えをしたいと思います、外国語の学習についてであります、現在は移行期間中ということで、本年度と来年度2年間あります、実は3年生から外国語活動として今取り組んでおります。

その指導内容としましては、3、4年生は主に聞くこととか話すこと中心、5、6年生からは段階的に読むこと、書くことが加わってきております。

以上であります。

○11番 吉田正昭君

外国語、特に英語というのが世界共通語にもなっているような気がしますし、今後やはり外国の方が日本へたくさん来ているわけなんですね。旅行なんかで来ているので、英語教育は必要かということ非常に強く思うんですが、それに関して、授業時間、要はカリキュラムがあると思うんですが、現時点では移行期間ということ聞いておりますので、授業時間のカリキュラムを、例えばもう文科省では年間、この教科に関してはどれぐらいやりなさいよと、総トータルでこれだけの時間授業しなさいよということ挙げていると思うんですが、これはそのカリキュラムの中に、この英語の授業、それは入っているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

議員が言われますように、本年度と来年度が移行期間ということで、普通の国語、算数とそういうような教科の時間に、3、4年生ですと今15時間、5、6年生ですと50時間ということで、外国語活動の授業として行っているというところあります。

○11番 吉田正昭君

これが移行期間過ぎるともっと、要は授業時間がふえてくると。3、4年生では35時間、5、6年生では70時間になってくるというふうに思うのですが、例えばこの英語を教えている先生というか、英語は誰が教えてみえるんでしょうね。その学校の先生が英語授業を受け持って、小学校の話ですが、これは今どのように、先ほど言われましたけれども、もう一度、誰がどのように教えているんでしょうね。

○教育長 石垣武雄君

小学校の場合ですと、基本的に担任の先生ということですので、この外国語活動も担任の先生が中心となってやっております。これはもう文科省からもそう出ているわけです。

ただ、やはりネイティブな英語とか、そういうものの見聞きとかありますので、実は蟹江町、今までは中学校のALTを採用していましたが、同じような形で小学校にも何時間か、各学校へALTを派遣しております。

ただ、じゃ今の毎時間ALTが必要かという、そうではなくて、あくまで担任さんが中心としながら、そういう場面でALTさんと打ち合わせをしながら進めていくというような状況であります。

○11番 吉田正昭君

非常に担任の先生の負担がふえているように思うんですね、これは。小学校は担任の先生がたしか全教科教えるのでしたかね。

○教育長 石垣武雄君

基本的にはそうであります、高学年あたりになりますと、教科担任ではありませんが、例えば家庭科とか音楽とかそういうものは担任先生以外の先生が指導して、先生方の持ち時間というんですか、そういうあたりも考えているわけではありますが、先ほど言いましたように、確かに英語は日本人、特に先生も年配の先生になってくるとなかなか苦手であります。以前、これ以前の話で、最近は大分ようになったと思うんですが、この外国語活動が入ってきたときに、高学年の先生を余り担任を希望しないような、ちょっといいかなというようなことがあったんです。というのは、担任の先生が高学年に外国語活動をする。そういうようなところから、先生方も先生方同士の勉強とか、そういうような、あるいはそういう事業者の堪能な方の授業の進め方、総がかりで勉強しますし、もう一つは、文科省のほうからカセットとか、音楽ではないんですけども、そういうようなものとか、スクリーンもそういうようなものを使いながら発音とか、そういうものの教材も駆使しながら先ほど言いましたALTも活用しながらということで、確かにおっしゃるように先生方は大変だということを思っておりますけれども、何とかやっていってもらおうということでもあります。

○11番 吉田正昭君

先生の負担がふえていくばっかのような気がするんですね。いろんな先生、今忙しいですから、いろんなことを一人で手がけながらやって、なおかつここで英語が入り、またプログラミングですか、それも入ってくるということになれば、どういうんでしょうね、やはり小学校も専門化するわけじゃないんですけども、やはり町独自に対策を立てながら専門の方を入れるとか、そのようなことを考えていかないと、ただやっているだけというだけで、実際子供たちが身につくかどうかという問題も出てきますし、そんなようなことを心配していくわけなんですよ。

中学校ではそういうことをされてみえます。確かにこの間も通ったら校門のところで外国の人、英語を教えている人が帰りの挨拶をしてみえるんですか、そんなようなことが見えますので、ああやってみえるなということはわかるんですが、今後小学校でもこのようなことが始まる、現実には始まっているんですが、非常に先生たちの負担が重くなるので、やはり特別な方をある程度雇用して派遣するような、5校ありますし、結構時間的にこれからはふえてくるわけですよ。要は3、4年生で35時間、5、6年生で70時間という結構な数字になってきますので、先生たちもこれ負担に思われる、先ほど話に出ましたように結構負担に思われると思うんですよ。その辺、やはり特別な方を雇用するということはできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

先ほど申し上げましたように、ALTの外国の先生であります、実はこの移行期間に入る前と今とは違うんですね。クラス増加して契約をしております。それは、もう移行期間であります、完全実施を狙って、小学校もそういうような形で各学校に入っておっていただいています。

あと、見てもらうとわかるかと思いますが、あとは学級の子供たちですので、それと同時に生活指導じゃありませんが、お子さんたちもいろんな方々もみえますので、そういう意味で学校の担任の先生を支援するスクールサポーターというのも、これは蟹江町で採用しております。これも予算見てもらうとわかりますが、大分大きく予算化をして、各学校にそういう人たちを派遣して、少しでも応援できたらということをおもっておりますし、いずれにしても県のほうは、そういう学級数に合わせて先生の派遣であります。以前はALTも県のALTさんでした。ときたまみえるということですが、それを見習って、それぞれの自治体がそれぞれALTを採用するようになったという流れの中で、県はそれぞれ自治体がそういうふう採用になったから、県はもういいだろうということで、県のALTは、もうほとんど今はない状況であります、でも、自治体のほうでそういうふうで予算化をしながらやっていくというところで、実際にうちの場合もALTさんの時間、詳しくちょっと今手持ちありませんけれども、何しろふえておりますし、それからスクールサポーターの応援する方々の時間もふやして学校のほうへ勤めておっていただいています。そんな状況です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

確かに今後、外国の方が日本へ来て働くとなれば、それについて小さい子供さん、小・中学校に上がる方も、それから保育所へ行く方もふえてくると思うんですが、例えば先ほどのスクールサポーターということが出ましたが、結構忙しいんじゃないかなと思うんです。

例えばこういう方の増員等はどのような基準で、もっと僕はふやしてもいいんじゃないかなというふうに考えておるんですが、増員等はどのように考えてみえるでしょうね。

○教育長 石垣武雄君

増員は毎年学校からの要望を聞きながら、それを見て、そして総額の予算的なものもありますが、トータル的に小学校そして中学校合わせて、右上がりじゃありませんが、これについてはそのかかる費用は大分かかっております。

実際、やはりある程度学校になれた方がいいということで、1年ずつのあれなんですけれども継続的にお願いをしている。ただ、いろんな事情とかそういうこともありますし、先ほど申し上げましたように時間数もふえましたので、お一人で持っている時間が少し長くしたり、もう一人プラスして、そんな形でスクールサポーターを採用しております。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり先ほどから質問していますように、子育て、子供を育てることが一番今日本の中で大事なことではないかな、そして蟹江町が発展するためにも、やはり人口をふやしてということになれば、子育てしやすい町、そして教育施設、教育レベルの高い町を目指していただきたいかなというふうに考えております。今後もその辺に力を入れていただいて、施策を進めていただきたいと要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で吉田正昭君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。10時50分から再開をいたします。

暫時休憩とします。

(午前10時39分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き再開をいたします。

(午前10時50分)

○議長 奥田信宏君

次、質問3番 佐藤茂君の「富吉南街づくり地権者の思いにどう応えるか」を許可をいたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。議長の許しを得、「富吉南地区街づくり地権者の思いにどう応えるか」という質問をさせていただきます。

富吉南地区のまちづくりは何度も質問させていただいておりますが、今回は地権者の方からの質問が多々ございますので、一部では、私のまちづくりに関する考え方の確認のためにも、また地権者の方々にまちづくりということをもっともっと理解していただくためにも質

聞させていただきますので、よろしく申し上げます。

そして、地権者の方の質問に対して、町としての考え方を答えていただければとこのように思います。

地権者説明会では、声の大きい方のご意見で終わってしまい、なかなか皆さん全員のご意見を聞くことができません。また、アンケートに答えていただいた方、説明会のときにご意見をいただいた方々にうまく説明できなかった部分も多々あるかと思えます。改めて、こういった考え方、またこう説明したほうがよかったのではというようなことでもあれば、お聞かせいただきたいと思います。これからも地権者の方々と話し合いをしていかなければなりません。我々3名ほどの役場の職員さん、そしてコンサルタントの方々、そして我々住民会の方が答えておりますが、きょうは町長さん、副町長さんもおみえでございますので、当然でございますが、ご意見、ご指導をよろしく申し上げます。

それでは、まず1問目といたしまして、地権者の方の質問でございますが、人口は減っている中、この地区でまちづくりをしても、地権者の負担がふえるだけで何も変わらないのではというご意見が出ております。

私がこのことに対して、説明会の中で、人口が減ってこの地域が寂れてしまってもいいですかと。また、高齢者がふえ続け、町費もそのために使われることが多くなっていく、次世代のためのまちづくりを考えていかなければと言ったと思っておりますが、私の答えが間違っているとは思いませんけれども、あのかき私が答えただけでありますので、町としてのご意見、そしてこう説明したほうがよかったのかなということでもあればお聞かせいただきたいと思います。

人口が減っていくのにまちづくりをしても意味がない、そして地権者の負担がふえるだけで何も変わらないというご意見でございますが、どうでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたまちづくりに取り組む意味について、お答えをさせていただきます。

本地区は現在、都市計画上では市街化調整区域であることから、市街化が抑制されていますが、要件を満たす個別の開発行為等は許容され、分譲住宅の建築や土地収用による住宅移転が行われつつある状況となっております。

その結果、地区全体を見渡せば、土地改良事業が施行された農地等の中に無秩序に建築物が立地しておりまして、今後も同様の状況が進んでいくことが想定され、将来的には住環境を悪化する可能性がございます。

このような中、平成23年に策定しました蟹江町都市計画マスタープランでは、JR蟹江駅、近鉄蟹江駅、近鉄富吉駅の各南の市街化調整区域の地区につきまして、まちづくり検討地区として位置づけを行いました。その地区の中で、近鉄富吉駅南を優先的に計画の市街地整備の検討をすることとしております。

今後、蟹江町におきましても、人口減少していく見込みでございますが、ポテンシャルのある本地区では、土地区画整理事業の実施により計画的に道路、公園等を整備し、この地区にずっと住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを行うことで、人の定住が図られると考えます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

今、これからもあそこを開発してということでありまして、その中にちょっと私が前から疑問に思っていることなんですが、あの地帯は市街化調整区域ということでありまして、分家住宅や土地収用による移転は、これはオーケーだということでございますけれども、それ以外に建築物というのは建てることのできるのか、ちょっとその辺のことをお聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

基本的には、市街化調整区域でございますので、市街化を抑制することから建築は普通は不可能なんです、都市計画法の第34条に開発の許可基準というのがございまして、それに適合するものでございまして建築は可能でございます。

例えば、日常生活に必要な小規模な店舗など、これなどは該当いたします。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

小店舗なんかは建てることはできると。だけど、一般の関係のないと言ったらおかしいけれども、先ほどもありましたけれども、分家、それから土地収用等なんかだと建てられるということですけども、それ以外の一般家庭というのかうちというのか、特に工場なんかはそうですけれども、これは大変難しいよということによかったですね。はい、わかりました。

それでは、次で、2問目に移りたいと思います。

海拔ゼロメートル地区なのに、整備をし発展させることは意味がない。これは前々から本当にいろんなことを言われておりますけれども、このことには私も最初同じような考えを持っておりました。前にもこのことは話をさせていただきましたが、2011年3月11日、東北大震災、大変大きな災害があったわけでありまして。このとき、私は町長とともに、仙台の亘理町、山元町に視察に行かせていただくことができました。

それから間もなくであります。この富吉地区の市街化の話が出てまいりました。このとき、ちょっと待てよと。この辺一帯は海拔ゼロメートル以下ではないか。私は伊勢湾台風を経験しております。あのときですけども、表からどンドン家の中に水が入ってきまして、慌てて屋根裏に逃げ、そして半年間屋根裏で過ごしました。あれから60年たとうとしておりますが、その間、蟹江町はあのときのような大きな浸水被害は起きてはおりませんが、しかし、

この辺一帯は堤防でも切れれば水につかるころなのだということを東北の視察にお伺いさせていただきますまして、そして改めて認識したわけであります。

そして、こんな水につかってしまうようなところを開発してどうするんだと、このようにあのときはそう思ったわけでございます。

それからですけれども、いろいろ私も勉強させていただきますまして、少しずつでありますけれども、考え方が変わってきたわけであります。それはどういうことかといいますと、まず、日本のどこに住んでいても安全なところは少ないのではないかということであります。日本は世界で一番自然災害により人が亡くなることが多い国と、どこかで聞いたことがございます。ことしもそうであります。西日本を中心に台風により集中豪雨が発生し、大変多くの地域で河川の氾濫や土砂崩れ、浸水害などが発生し、死傷者数が200人を超えるような甚大な被害があったわけでございます。また、地震による被害もありました。大阪府北部の地震、これも大変な被害に遭っています。特に記憶に新しいのが、ブロック塀の崩壊により9歳の女の子が亡くなったということでございます。また、北海道地震、これも大変な被害であったわけであります。軒並みの山崩れ、死傷者も多数発生し、また、家屋倒壊等の被害も多々ございました。そして、過去にも大変多くの災害が起きております。本当に数えたら切りがないわけでございます。そんな意味においても、やはりここ日本は災害大国世界一なのかなと、私は思うわけでございます。

そんな中において、この地域ではございますが、先ほど言いましたけれども、伊勢湾台風以降大きな被害が起きておりません。先日、先ほど話がございましたが、防災建設委員会で日光川下流の水閘門の視察に行かせていただくことがありました。私も参加させていただきましたけれども、このとき説明で、台風による高潮、また南海トラフ地震で発生が予想されている津波にも耐え得るように日光川下流水閘門が改築工事をされたということでございます。そして、ことしの3月から稼働しておるようでございます。

そして、また川の水を吸い上げるあのポンプです。あのポンプでありますけれども、本当にこの辺一帯ポンプ場だらけでたくさんございます。しかもどんどん強力なものにかえていっているようでございます。そして、国・県は、この地域の水災害に対して大変大きな対策を講じております。そんな意味においても、この地区は、ちょっとあれかもしれませんが、逆に住みやすい地域かなと思えるようになってきたわけでございます。

しかし、多々今皆さんも防災についていろいろやっておりますけれども、これは100%ではございませんので、もしものときのことを考えていかなければならないと思います。

そこで、富吉駅南のまちづくりでございますけれども、チャンスでございますので、防災に、特に水害にも強いまちづくりも検討していったらと私は思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました海拔ゼロメートル地区におけるまちづくりについてお答えをさせていただきます。

本地区は海拔ゼロメートル地帯でございまして、防災の観点からも、新市街地を整備する際には水害の対応などを十分に配慮する必要があります。

例えばJR北側の桜地区でも行いましたが、浸水対策として宅地を道路より高く造成するなど、何らかの対策は必要であると考えております。

ただ、どのような対策を講じたとしても、海拔ゼロメートル地帯ということは懸念されますが、地区の北側、または東側には、町の基幹となる駅である近鉄富吉駅や幹線道路として国道1号や県道などがあるとともに、南側には町の防災機能も有しました希望の丘広場も立地しておりますので、これらに囲まれた本地区では、新たな新市街地としてのポテンシャルがあると考えておりますので、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。そういうことで取り組んでいただけるということで、じゃ取り組んでいかなということではございますが、これちょっと私、これある方のご意見でございますけれども、例えば2階建て、3階建てに対して、これ1階を駐車場にしたら、こういうことでいろんな意味で何か補助というものはできるのか、できないのか、お聞かせいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

浸水対策としての建物の建てかえという考えでよろしいですか。

○10番 佐藤 茂君

そうですね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

例えば事業の中で道路区域等にかかれば、補償費などを払って建てかえ等を行うんですが、単に個人の方が家を建てかえることに対して、町としての補助などはありませんし、組合で事業の中でも行うことは非常に難しいかなと思っております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

そうですね。ちょっとなかなか難しいと。防災の観点からも下を駐車場にすれば、本当に安全なのかなと私は思って質問させていただきましたけれども、わかりました。

それでは、3問目、次に、以前にも、またこれも何度もお聞きしておりますけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

富吉南地区の市街化計画の中で、調整池を必ずつくらなければならないとありますが、隣に善太川があるのに、なぜ調整池が必要なのか。今でも自然に善太川に流れていっているの

で必要ないのでは。また池ができれば地盤が弱くなる。また子供たちが危険だと、このような意見が出ておりますけれども、このことに対して先ほど言いました水害にもつながることかと思えます。

昨今、台風による大雨、またゲリラ豪雨等、昔に比べて非常に大きくなってきております。そんな意味においても、このことに対して対策を講じていかなければと思えますが、いかがでしょうか。この調整池がなぜ必要なのか説明をよろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました調整池の必要性についてお答えをさせていただきます。

市街化の編入の際には、「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」という国からの調達に基づき、溢水、湛水等の災害防止のための具体的な措置を講じることが必要となります。

これは、今まで遊水機能を果たしておりました水田等が宅地化されることで、遊水機能が損なわれることから、適正な雨水排水を図るための調整池等を設置し、治水の万全を期すことを目的としております。

また、愛知県の土地区画整理の基準におきましても、新市街地整備に関しては調整池を設置することが条件となっておりまして、新たな市街地を形成するに当たり、そこに住む人々の安全な生活環境を維持するための施設としまして整備することとなっております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

これは国の施策といいますか、施策じゃなくて、国が必ず調整池というものを設置しなければ許可しないよということですか。そういうことですね。わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。

4問目、まちづくりを進めるとどのようなメリットがあるか、これも前に何度もお聞きしておりますけれども、そして、もう一度お願いしたいと思えます。

そして、人口を増加させたいなら、蟹江町がもっとビジョンを示さなければ協力しようとは思いますが、具体的にこうしていきたいといったような計画を説明していただきたいという地権者からのご意見でございます。

このことに対して、私としてあれですけれども、どんな町にしたいのか、大変難しいところではあると思えますけれども、工場を誘致し工場地帯にしたいのか、また大規模な改革をして、超高層ビルを立ち並ぶ町にしたいのか、また、高齢者等にとって住みやすい静かな町にするのか、いろいろ構想はあるかと思えます。

しかし、今現在の状況では、私が思うに地権者の方々に今の現在の状況ですよ、こういったものをつくりますとか、こういったものをしますというようなことは、まだ今の現在の状

況では言えないような気がするわけであります。そして、今回のまちづくりは、町施行ではなく、JR北地区と同じで組合施行であります。町施行なら、それなりに町が計画を立てて進めていくことができるかと思えますけれども、組合施行でやろうということですので、こういうふうですと地域の方々、我々もそうですけれども、話し合い、そして計画していくことになるのではないかと思うわけですが、このことはJRの北はどのようにやられたのかと、こういうことも含めましてご説明いただければと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、まず、ご質問のありましたまちづくりのメリットについてお答えをさせていただきます。

まず、土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を整備し、改善し、土地の区画を整え優良な宅地を提供し、宅地の利用の増進を図る事業でございます。

そのため、健全な市街地が形成され低・未利用地の利用が図られることから、新たな企業の進出や住宅の増加により雇用の創出、定住人口の増加が図られ、企業や住民がふえることで地区が活性化すると考えられております。

次に、まちづくりのビジョンについてですが、土地区画整理事業は優良な宅地の提供を目的としております。町の基本的な計画思想としても、定住人口を目的に主に住居系を設定していくことを考えております。もう少し詳細な地区内の土地利用については、ご質問にもございましたとおり、組合施行であれば組合の意思として合意を図り設定をしていくこととなります。

駅北地区におきましても、基本的な計画思想としましては住居系からスタートしました。組合設立認可と同時に事業計画を策定しています。組合設立後は土地区画整理組合の理事会から必要があれば土地利用の変更等の提案をいただきまして、それを地区の代表で構成される総代会や全組合員を代表としました総会で諮りながら決定をしていきました。

このように町のビジョンとしましては、基本的な計画思想はお示ししますが、詳細な土地利用については地権者である組合員との合意形成を図りながら設定していくこととなります。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

私も話をさせていただきましたが、私の考え方でほぼいいのかなと。要は地権者の方々、我々でありますけれども、自分たちで決めていくということで。そして、そこで当然であります。町としても当然ご指導があるかと思えますけど、そういうあれですね。ご指導いただきながら我々と一緒にやっていくということでよろしくお願いいたします。

それでは、5問目ということでございます。

5問目でございますが、現状は不便がないのに、土地区画整理をする必要はない。この地

域は静かでいい場所だのご意見が出ておりますが、どうでしょうか。

まだ最近でございますけれども、大きなコンテナ車が私の家の裏の道ですけれども、西から東へ走っております道でありますけれども、初めは間違っって入ってきたのかなと思いましたが、そのまま新しくできました防災道路ですね、防路のほうへ行ったわけでございますけれども、その大型のトラック同士、すれ違うことはちょっとできませんけれども、普通の車なら楽にすれ違えることができます。

しかし、確かにそういう広い道路ではございますけれども、私が思うに、この方の意見のような現状ですね。今現在は不便はないかと思うわけでありましてけれども、10年、20年先のこの地区はどうかと思うわけでございます。

私はこのままでは、何度も申しておりますけれども、後継者不足、または多くの管理できない土地が多々発生し、今のままの状況は維持できないような気がしておるわけでございます。どうでしょうか。できるうちに計画的な市街化整備を行い、今後のこの地区を維持するためにも必要なことではないかと思っておりますが、どう思われますでしょうか。よろしく願います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました土地区画整理を行う必要性についてお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただいておりますが、現状は不便さを感じていなくても、このまま放置すれば無秩序な開発等により地区の環境が悪化し、またそのままの状態でも低・未利用地として放置されることが想定されます。

10年、20年先を見越し、この地区をより健全な状態で次世代へ継承していくためにも、できるだけ早い時期に計画的な市街地整備をすることは必要であると考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。私と同じということで、この件に関しては、

それでは、次に移ります。

6問目、土地を貸しているのに収入が減ってしまう。

このことは本当に大変な重要な問題かと思うわけでございます。地権者の方々の財産に手をつけることになるわけでございます。この地を市街化にと思いますと、まず土地区画整理からしなければなりません。そして、その中で公共減歩、これは道路をつくる、公園をつくる、そして、先ほどから言っておりますが調整池もつくらなければならないと。そして、また、保留地減歩、これは事業資金を得るための減歩でございますが、そうすると当然土地の面積が減るわけでございます。そうすると場合によっては収入が減ってしまい、また下手をしますと土地が狭くなったので、もう借りないというようなことにもなりかねないわけでございます。本当に収入減になりかねない状況になっていくわけでございますが、このことは

地権者にとっては大変重要なことであるわけであります。

いかがでしょうか。これは私の考えでございますが、反面、市街化になることで今まで以上の土地活用が図れると、こういうことも可能になるかなと思うわけでございます。

このようなことの対策として、組合ですね、組合ができたときに組合としてのできるものがあれば、お答えいただきたいなと思っておりますが、どうでしょうか。よろしくお願いいたしますします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にございます減歩に伴う対策ということでお答えをさせていただきます。

ご質問にございますとおり、土地区画整理事業の仕組みとしましては、地権者の方々から減歩という形で土地を提供していただき、公共施設や事業資金となる保留地に充てることで整備を図ってまいります。

しかし、区画整理事業では減歩により所有している土地の面積が減るかもしれませんが、市街化区域になることで、今まで以上に土地利用が図れることから、土地自体の評価が上昇するため、資産価値としましてはマイナスにはなりません。

また、土地が減歩により狭小となった場合でも、土地の賃貸借を望む方を一つのブロックに集約させることで企業等を誘致し、賃貸借を継続することは可能となります。

今後のことではございますが、個々の土地活用についても、組合としてもご提案していくのも一つの方法ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

このことに対して、土地を貸してみえる方、また駐車場等にされている方が一番気にしておられるわけでございます。今説明いただいたような方法、そして、またほかにもいろんな知恵を絞ればいろんな方法があるということによかったでしょうか。要は、本当にこのことは皆さんが気にしてみえますので、本当にほかにもいろんな方法があるよと言っていたければありがたい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

土地活用につきましては、いろんな方法がございますので、他の区画整理のやっているような事例などを紹介しながらご提案はしていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

7問目でございますけれども、これ一番あれですけれども、固定資産税が上がるのが懸

念されるということでございます。私、このことは間違いなく固定資産税は上がりますが、しかし固定資産税が上がるということは、土地の価値が上がるということでございます。先ほどから話が出ておりますけれども、利活用は先ほどのことも含めて今以上にできるかなと思っております。

そして、今住んでみえる方の土地の評価というのは、余り変わらないとこのように私お聞きしておりますけれども、このことについてはどうでしょうか。よろしく申し上げます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

区画整理に伴います固定資産税ということについてお答えをさせていただきます。

土地区画整理事業が実施されれば土地の評価が上昇するため、それに伴い一般的には固定資産税は上昇いたします。

ただし、同時に市街化に編入されることで、また土地区画整理事業により境界が明確でかつ整形な土地となれば、土地活用の幅も広がることとなります。

それにより土地を宅地として売買や事業用地としての賃貸することも可能となりますので、個々の方が最良と思われる土地活用を図っていただくことで対策をしていただければと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。本当に宅地、市街化なり宅地になることで、もっともついろいろと、今だと何もできないですけれども、田んぼということでも何もないわけでありませけれども、市街化になるということで、いろんなことができますよということでもよかったですね。ありがとうございます。

それでは、8問目行きたいと思います。

この方も何人かおみえでございますが、今後も営農、お百姓さん、米づくりをやりたいという方もおみえでございます。この件は今後の計画以外の場所で、これは私の考えでございますけれども、考えというかそういう話もいろいろ多々出しておるわけでありませけれども、今やろうとしておる場所以外のところの人と交換してもいいですよと言ってみえる方も多々おみえでございます。そんな方々と交換するという、これも一つの方法かと私は思っておりますけれども、このことはどうでしょうか。お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今後も農業を営農したいということでご質問にお答えをさせていただきます。

基本的には土地区画整理事業は、優良な宅地の供給を目的に実施されますので、農地の継続を希望される方がいれば、畑としての換地は可能です。しかし、水田として継続を希望される場合は、その一部の水田を維持するために設備投資する必要があるため、その分土地区画整理事業の事業費にも影響するため、余り効果的ではないと考えております。

土地区画整理区域外で交換の合意が得られれば、事業を進捗する上ではよい方法だと思いますが、この場合はあくまでも個々の交換となりますので、組合としてどこまで関与するかは検討する必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。

私、ちょっと簡単に考えておりましたけれども、この件、私、今までもいろいろと話が出ておりますけれども、このことに対してはまたいろいろとこれからもご相談いただきますよう、そして、また、この先進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後といたしますか、まだあれですけれども、最後追加質問ということで町長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

半年前のことでございますけれども、私新聞を読んでおりましたところ、まちづくりについて記事が出ておりましたので、少し話させていただきます。

見出しには、「まちづくり鍵は住民、行政そして専門家」と出ておりました。記事の内容といたしまして、超高齢化社会に対応した地域づくり、また各地域、特に住民の主体性の必要性を指摘しておりました。そして、愛知県は人口減や高齢化は全国平均よりも10年ぐらい遅いらしいでございます。そして、地域のばらつきが大きく、対応を迫られていることを指摘しておりました。

そして、1、自然共生、これどうも奥三河から知多半島、それから2、製造業、名古屋市の東部、それから3、郊外、同市名古屋市のベッドタウン、そして4、伝統中核、これ名古屋市の西側、我々のほうのことを言ってみえるのかなと思うんですが、5、団地、この5つの地域にそれぞれ分けられるというふうであります。

そして、まちづくりにおいて、定年後の人生を支えることにも力点を置き、地域ケアによる全世代が住みやすいまちづくりが必要と出ておりました。

これらのことを踏まえまして、この地域におきましても、医療施設やそして子育て支援等を計画的に誘致して、どの世代も、誰もが住みやすいまちづくりというものを目指して考えていくべきだと私は思っておるわけでございます。

また、先日でございますけれども、ある事業者の方とちょっと話をさせていただきましたが、2027年、東京・名古屋間のリニア中央新幹線が開業される見通しと。そして、名古屋駅から鉄道で約10分と、これは何度も言われておりますけれども、この地区というのが先ほど私から質問させていただきましたが、その海拔ゼロメートル以下の地帯であっても必ず需要があると、そのようなお言葉をいただきました。私その話を聞きまして、気持ち的にちょっと楽になったというのか、少しうれしく思ったわけでございます。

どうでしょうか、蟹江町の発展のためにも、また地域の方々にとっても、こんなチャンスは二度とないわけでございます。我々にとってもね。でありますので、新たな起爆剤としてできるだけ早い時期にこの地区の新市街地整備を完成させる必要があると私は思っておりますが、町長はどう思われますでしょうか。よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、佐藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど安藤議員のときにもお話をいたしました。来年度が町制130年という蟹江町、本当に歴史と伝統のまちであります。それをこの先未来永劫続けていこうとすると、それぞれの地域がやはりそれぞれの独特の発展の仕方をしていかなきゃいけないというふうに思います。まだまだ先ほどおっしゃったように農業を営んだ1次産業に携わっている人もおみえになるわけであります。形態は変わっても、これからすぐ名古屋の近郊10分圏内で来られる非常に便利なまち蟹江町としての顔も一方あるわけありますので、そういう意味で新市街地の整備というのは急務だというふうに私は思っています。

今担当者のほうがるるご答弁をさせていただきました。JRの駅北区画整理事業もまさに新しい時代2027年のリニアオープンに向けてリニアインパクトが望める地域であります。それと、一方近鉄、近畿日本鉄道、私鉄も蟹江町走っているわけあります。その2つの駅の一つが当然蟹江駅であり、駅の北のこれはもう都市マスにもう決定して、北ではありますけれども開発をおくればせながらさせていただきます。

もう一方の富吉駅は駐車場の操車場ができたということで、非常に早い時期に整備をされた地域ではありますけれども、議員も認識をしていただいていると思っておりますけれども、若干限界集落的なところも実際ありまして、外国人の方もたくさんお住まいであるということも認識しております。そんな中での1号線の南側の今、議員がお住まいのあの地域については、本当に潜在能力、いわゆるポテンシャルの高い地域であることは言うまでもありません。そういう意味で、この平成22年だったですね。都市マスに我々は指定をさせていただき、議員各位にもお示しをさせていただき、JRの南の地域、本町の地域、そしてもう一つ富吉地域の中で優先して開発する地域はということで、アンケートもさせていただきました。全ての皆さんにアンケートをしたわけではありませんが、優先的にはあそこの地域が一番いいんじゃないかというご評価もいただきました。

そういう意味で、佐藤議員には、地域の皆さんに地権者としてしっかりお話をしながら、新たな市街地の形成に向けて協力していただだけませんかというお願いをさせていただいたというふうに思っています。

ここまでしっかり勉強会だとか、それから準備委員会立ち上げていただき、皆さんと議論を交わしていただいたのも十分理解はできます。ただ、そんなにもう時間は実はございません。といいますのも、先ほど言いました2040年問題、全体にもうキャパが減っていくわけで

あります。そんな中で、市街地にどれだけの皆さんの貴重な税金を投入できるかというもう限りはございます。

この今、お住まいの地の役場の地域も昭和40年代に、町施行ではありますけれども、中央道ができたことにより、第一学戸区画整理事業、第二学戸区画整理事業、30年近くかかって概成したわけでありまして。あの当時はまだ上昇機運にあった日本経済ではありますけれども、来年度10月に消費税上がったりと、いろいろな要因が出たときに、この先人口減も相まって労働人口が減る、いろいろな要因を考えたときに、もう短い期間で概成をさせる必要があるというふうに私は思います。

しかしながら、地権者の意向を無視して、我々町が一方向的にやるということは許されません。そういう意味で、地権者の皆さんにしっかりと同意を願いながら、これからのあの地域はどうしたらいいかという計画をしっかりと立てていかなきゃいけないと私は思っています。

決して高圧的に私が皆さんにお願いするのではなく、佐藤議員一人にプレッシャーをかけるつもりは毛頭ございません。そういう意味で、どうぞ地権者の皆さんにお会いしたら、この先10年、この地域が発展し、また未来永劫、自分たちの子々孫々反映が図れるかということ考えたときの区画整理事業の位置づけというのは、大変高い位置にあるというふうに私自身は思っております。どうぞ地域の皆さんとしっかりと、組合の皆さんとお話をさせていただき、早い時期に結論を出していただき、我々も皆さん方の血税を投入することになると思いますので、ぜひとも下水道計画にもこれから重要なポジションになると思いますので、皆さん方のご協力、そして意思の決定をしていただけるとありがたいというふうに思っております。

以上であります。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

大変力強い、ますます、ちょっと心配になってきたんですけども、ちょっと頑張るって。

最後でございますけれども、今回ご意見をご紹介させていただいた、いわゆる私は反対ですよという方ですね、この方々と、それから、また逆に早くやれよとこう言ってもらえる方々もお見えになっております。そんな皆さんがこの地区でまちづくりをしてよかったなと思っただけのよう、先ほど町長さんが一生懸命あれですけども、頑張っていますので、よろしく願いいたします。

そして、当然でございますけれども、町の指導、我々はまだよくわかっていないと言っただけはおかしいですけども、町のご指導、そして、ここにみえる、後ろにみえる議員さんの皆さん、この方の協力もなくしてはできないことでございます。どうぞ、我々蟹江町でございますけれども、いろいろとご指導いただければと思っております。

そして、また、このようなことを説明会の折にちょっと偉そうに説明をさせていただきます

したら、ある地権者の方から、おまえ、政治家にでもなったつもりかというようなお怒りの言葉を言われました。政治家かどうかはちょっとさておきまして、とにかく、先ほど町長が言われましたように、このチャンスを生かして、20年、30年後も蟹江町が反映することを願いまして、富吉駅南のまちづくりの推進に我々最大限の努力をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

質問4番 板倉浩幸君の1問目「障がい者控除対象者が控除を受けられるように！」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「障がい者控除対象者が控除を受けられるように！」と題して伺っていきます。

今年度2018年度は、国民健康保険の財政運営の都道府県化への移管、また第7次医療計画も第7期介護保険事業計画等が同時にする医療報酬、介護報酬、障害福祉サービスのトリプル改定が行われるなど、医療と介護、社会保障制度改革の節目の年になっています。6月に発表された骨太の方針2018では、2019年度から21年度を基盤強化月間と位置づけ、社会保障関係費の歳出削減を進める社会保障費抑制路線をこれまでどおり継続し、19年10月から消費税10%に引き上げるとしています。

団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する、医療・介護における現役並み所得の判断基準を現役と均衡の観点から見直す。高額療養費制度の負担上限の引き上げ、所得のみならず資産等の保有状況を適切に評価しつつ、能力に応じた負担を求めることを検討するなど、高齢者の負担増が課題となっていますが、さらに消費税の増税や全世代型の負担増が追求されています。このような情勢のもと、住民の命と暮らしを守る自治体、蟹江町の役割が必要であり、また住民の実情、要望を踏まえ、国の制度施策について改善を求める必要でもあります。

何年前前からよく耳にします、税と社会保障の一体改革という言葉、政府は税と社会保障の一体改革を進めようとしています。政府の家計負担増の試算によると低所得者ほど負担が重くなることを示しています。公的年金は下がることが決められており、これまで以上に格差と貧困が広がることとなります。

町は高齢者の負担軽減の努力を尽くすことが必要であると思います。

そこで、初めにお伺いをいたします。

公的年金の削減、社会保障負担増が高齢者の暮らしに及ぼす影響についてであります。

65歳以上の高齢者の所得の現状と、さらにふえると考えられる高齢者負担増を町の認識のお聞かせください。

○介護支援課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました町の認識というところでございますが、一般的に公的年金の減額等により高齢者の所得は年々減少することが考えられております。

また、医療費や保険料等の上昇により負担増は年々増加することが考えられる状況でございます。

このような状況の中、高齢者の負担を少しでも軽減し、負担能力に対してきめ細かな配慮をする必要があると認識しております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。年金、毎年削減されます。介護保険料もことし4月、国保も低所得者ほど値上げされております。ますますの社会保障の負担増で格差社会と格差と貧困が広がっております。何か高齢者の負担軽減の施策等の考えは今のところ考えていないのか、再度お聞かせをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございました施策的なものというところでございますが、現状新たなものを導入するというようなところでは検討しておりませんが、必要に応じて国とか近隣の市町村の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

これといって新たには導入できないということですが、年金下がって、社会保障費も負担増になっていくということで町自体も認識しているということで、私の質問で今回お伺いしたいのは、施策として高齢者やその家族の税の負担軽減であります。

2005年から年金世帯などの高齢者の所得税が増税され、2006年から住民税が増税になり、それと連動して、国民健康保険税や介護保険料も負担増になりました。

これは高齢者控除廃止と公的年金控除の上乗せ措置の廃止、また高齢者の住民税非課税限度額の廃止や定率減税の縮小です。高齢者控除で所得税50万円、住民税48万円、また公的年金控除として税額を算出する際、公的年金等の年間受取額が最低年140万円、これは65歳以上の人なんです、これを引くことが65歳以上の高齢者のための上乗せ措置が廃止され、最低補償額の120万円に縮小されたことにあります。これによって、配偶者控除ありの場合、年285万円まで非課税の年金受給者には、所得税が非課税でしたが、控除が減らされ218万円

で課税され、住民税も支払い、国民健康保険税、介護保険料のダブル負担増でありました。

また65歳以上の高齢者の住民税の非課税限度額も125万円から引き下げられ、高齢者に大きな影響を与え、耐えられる限度をはるかに超えるものと言わなければなりませんでした。

今では、ますますの負担増でございます。

そこで、65歳以上の高齢者で介護認定者は障害の程度によって、税の控除が受けられ、納税者自身、配偶者や扶養親族が所得税、住民税の控除が受けられます。控除を受けるには、町が発行する障害者控除対象者認定証が必要ですが、蟹江町では制度を知らない方が多く、申請者が少ないのが現状であります。

障害者控除の対象者が所得税、住民税の控除が受けられるよう、個別に認定書を送付するように改善を求めて質問をしていきます。

1点目として、障害者控除への制度についてお伺いいたします。

町では介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で「障害に準ずる」として、所得税・住民税の控除が受けられます。障害の控除の認定がされた場合、障害の程度によって障害者控除か特別障害者控除の対象となります。それぞれの控除の額は幾らなのかお聞かせをください。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のありました障害者控除の控除額についてお答えをさせていただきます。

障害者控除には、3つの区分があり、さらに所得税と住民税で金額が異なります。

まず、一般の障害者控除は、所得税では27万円、住民税では26万円となります。次に、特別障害者控除は所得税では40万円、住民税では30万円となります。

そして、同居特別障害者控除は、所得税では75万円、住民税では53万円となります。なお、今議員がおっしゃったとおり、障害者控除及び特別障害者控除は、障害のある方が本人の場合でも、扶養者の場合でも控除することができます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、金額を聞いたんですけれども、扶養控除と別に障害者控除が受けられると思います。

今の答弁からいくと、障害者控除の証明書があれば、年金収入だけの場合、所得125万円以下は住民税の非課税となりますので、課税対象年金245万円までは住民税非課税となり、介護保険料、国保などが引き下げが行われるなど、少なくない支援ともなります。

2点目として、障害者控除対象の基準についてお伺いをいたします。

認定の方法の例として、要支援1から要介護5の方や調査票、主治医の意見書などですが、町の障害者控除認定書の発行についての基準を改めて伺います。

また、これまでの事例で、医師の診断で申請が却下された件数があるのかお聞かせをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

それでは、ご質問のございました障害者控除対象者認定書の発行の認定基準でございます。

認定基準につきましては、平成14年8月1日付、厚生労働省老健局より示されている基準をもとに判断しております。

内容といたしましては、65歳以上の方を対象に、毎年12月31日、死亡の場合は死亡日でございますが、これを基準日といたしまして、要介護認定時に主治医の先生にご記入いただきます主治医意見書内の日常生活自立度（寝たきり度）と認知症高齢者の日常生活自立度の内容、状態により判断することとしております。

障害者控除の基準といたしましては、1点目で知的障害者（軽度・中度）に準ずるものとして、おおむね認知症高齢者の日常生活自立度が日常生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態の方。

2点目といたしまして、身体障害者（3級から6級）に準ずるものとして、日常生活自立度（寝たきり度）が、屋内の生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない者というような状況のものが障害者控除に該当してくるところで判断をしております。

特別障害者につきましては、先ほど申し上げました状態を上回る状態の者が該当するといふところで判断をいたしております。

続きまして、これまでの事例で、医師の主治医意見書の内容で認定されなかった件数でございますが、平成29年度は6件、28年度につきましては5件、27年度につきましては6件といふところで、毎年若干の認定されないものがございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

基本的に自立度で、日常的に介護をする必要があるのかないかの判断になってくると思います。

却下された件数については、とりあえず出してというのもあると思います。

そこで3点目として、障害者控除の対象者についてお伺いをいたします。

要介護と認定され、障害者控除対象認定書の発行がされた、障害者控除または特別障害者控除は、この3年間でそれぞれ何人かお聞かせをください。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございました認定書の発行枚数でございますが、平成29年度におきましては、障害者控除が8件、特別障害者控除が52件の計60件、平成28年度は障害者控除が5件、特別障害者控除が39件の合計44件。平成27年度は障害者控除が8件、特別障害者控除が43件の51件でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今それぞれの控除、3年間で何人と聞いたんですけれども、結構蟹江町の場合、特別障害の控除の対象者が多いということで、今人数的に、そういうことになっているみたいです。

そこで、今回介護認定者を受けた要支援1から要介護5までの対象者で平成29年度末で、1,419人いらっしゃいます。要介護1から5で987人なんですけれども、障害者控除の申請者数が今の答弁からいくと、余りにも少ないことであります。実質3.4%前後だと思います。このことについて、どう考えるのかお聞かせをください。

○介護支援課長 戸谷政司君

障害者控除の申請者が少ない状況というところでご質問いただきました。

近隣の市町村と比較して若干少ないというところは認識しておるところでございます、近隣の市町村の状況、運用方法等を確認し、運用を再度検討する必要があるというところ認識しておる状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今回障害者控除の対象者への、今運用がなかなか進んでいないということなんですけれども、対象者への周知について伺っていきます。

対象者となる方の中には認知症の方も多くいらっしゃいます。制度の周知が不十分であれば、申請できないとも考えます。また、扶養している家族も控除が受けられることが周知されているのか、またこれも考えものでございます。

その辺の周知についてももう少しお願いをいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

障害者控除認定書の周知方法といたしましては、町の広報紙への掲載及び要介護認定の結果を通知する際に「障害者控除認定書について」という独自のご案内文を同封して周知しておるような状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

認定の結果にも入れながら、広報等にも知らせているということです。それがどうなのかということなんですけれども、4点目として、障害者控除対象者にもう直接認定書を送付することについてお伺いをします。

県内では、障害者控除認定書の発行枚数は毎年増加を続け、2002年度、3,768枚から2016年度で5万6,262枚と増加をしております。介護認定者を実質的に障害者控除の対象にしているのは39市町村に広がっています。介護認定者から見ると、まだまだ少ないのですが、認定書などの送付状況は23市町村が要介護に直接認定書を送付して、11市町村が個別の案内や申請書を送付しています。これにより認定書または申請書を送付しているのは34市町村へと

広がっています。介護保険認定申請のときの障害高齢者自立度や認知症高齢者自立度の結果を参考に、障害者控除の自治体も数多くあります。申請主義ではなく、自治体を持つ要介護認定者のデータをもとに市町村長の判断により、介護認定者を自動的に障害者控除の対象とし、認定書を個別送付するべきと私は考えます。

そこでお聞きをしていきます。このように県内市町村では、要支援1から要介護5の介護認定者で、障害に準じて対象になっていることを知らせるために、申請書や認定書を送る自治体が先ほど申したとおりふえています。個別に申請書ではなく、認定書を直接もう送るべきと考えますがいかがでしょうか。お答えください。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問のございました申請書を送付すべきというところをございますが、当町といたしまして、近隣の市町村の状況等を確認しましたところ、議員のおっしゃるとおり認定書を送付している自治体がふえている状況でございました。その結果を受けて当町でも運用を検討してまいりました結果、今年度より対象者へ認定書を送付する方針で現在事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

認定書を今年度、要は30年度分の申告から使えるように個別送付するということでよろしいんですね。

それでは、この認定書の送付することについて、もう少し伺いをいたします。

個別に認定書を送付する30年度の申告から使えるように個別に送付するみたいですが、認定書をただ送付するだけではなく、どのようなものか、またどう利用できるかがこの案内が肝心だと思います。この点について、何か考えがあるのかお聞かせをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

認定書を送付するときに、障害者控除認定書についてというところのご案内と一緒に送付する予定であります。障害者手帳などお持ちでない場合でも、税の申告における障害者控除、特別障害者控除に該当する等の詳細な旨を記載しまして一緒に案内する予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね、ただ送るだけでは、何これということにもなりますが、この案内が結構重要なと思います。

それです、認定書の発行については、最終的に市町村長が認めればいいのであります。また、今回この今年度より個別送付する認定書であります、基準は今までどおりなのか、どのようになるのかお聞かせをください。

○介護支援課長 戸谷政司君

ご質問にございました認定書の発行基準につきましては平成30年、今年度よりちょっと見直しをかけさせていただきまして、要介護4及び5の方につきましては、特別障害者控除の対象というところで考えております。要介護3以下の方につきましては、先ほどご説明いたしました基準をもとに発行していく予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、基本的に要介護4・5は特別で、介護1・2・3は自立度等もあると思います。要支援についてはどのように考えているのか、もう一度お願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

要支援につきましても、昨年度までも要支援1、2の方も対象としておりましたので、30年度につきましても、要支援1、2の方につきましても基準に達している方につきましては発行していくような感じで考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

介護認定、要支援認定でもそうなんですけれども、要支援から要介護までで、当てはまれば認定書を送るということなんです。

少し町長にお伺いをします。

今、先ほど介護認定者において、私は他人の介護がなければ日常生活ができない人は、基本的にやはり何らかの障害者ではないかと思えます。そこで、この障害者控除の対象にならない、そういうことであるはずがないと思っております。最終的に申したとおり、市町村長、ここで言う蟹江町長なんですけれども、これが認めればいいということになっております。それについて、何か考えがありましたら町長の考えをお聞かせをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

通告がございません。突然の振りで、何も今頭の中にはございませんが、介護制度がスタートして7期目の改定になりました。板倉議員も広域議会の中でいろんなご意見をおっしゃってみえると思います。

ただ、非常に難しいのは、障害者というのはいろんな障害があるわけでありまして、我々が最終的に結論を出すというのは、どんな条例でもどんな決まりでも、地方自治体のトップでありますので、全て責任を持つのがトップであります。

今担当者がお答えしたとおり、地域54市町村の中で、やはり先進的にやってみえる事例をしっかり捉えながら、蟹江町として何ができるかということをやったり考えていかなきゃいけないというふうに私は思っています。ただ具体的にここで、障害者認定のことについて云々と述べるだけの専門的な知識は持ってはございません。先ほど言いましたように、蟹江町にいてよかったな、蟹江町で老後を過ごしてよかったなと思えるような、そんな施策になるよ

うなちよっと漠然とした意見でありますけれども、担当者と一緒に考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長 奥田信宏君

質問の途中でありますが、いいですか切って。

○2番 板倉浩幸君

はい。

○議長 奥田信宏君

それでは、ここで暫時休憩をいたします。それで1時から再開をいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

それで、お昼の休憩中に写真をお撮りいただくようによろしくお願いいたします。

暫時休憩とします。

(午後0時01分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

板倉浩幸君の1問目の途中でした。

板倉浩幸君、よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

引き続き、午後からもお願いいたします。

今までの答弁で認定書を送付するという事で確認できたと思います。

そこでですけれども、30年度の申告、確定申告でも使えるということで、それだと過年度分の控除ってどうなるのかお聞かせをください。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問がございました過年度分の申告についてお答えをさせていただきます。

還付申告は、さかのぼって5年間することができます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

5年さかのぼって還付申告して5年分さかのぼれるということです。実際に、確定申告するときさかのぼって過年度分申告するのに、どのようにしていけばいいのか、わかりましたらお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今回お話のございます障害者控除対象者認定書のさかのぼりの件なんですけど、これにつきましては介護支援課のほうでさかのぼって認定書を取得していただきまして、過年度分につ

きましては、税務署のほうで申告していただくこととなります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

もう一回、過年度分を申告したいなら、還付申告ということになりますので、確定申告を税務署でしてくれということです。そのときなんですけれども、過年度分の控除認定書、これについては30年度、今回の基準じゃなくて、前年度基準でよろしいのでしょうか。

○介護支援課長 戸谷政司君

過年度分につきましては、昨年度までの最初に述べさせていただいた基準のとおり発行させていただきますので、要介護4・5の方、今回から変更するものじゃなくて、前の基準でお出しするような形になります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そういうことで、過年度分を申告しているということで大変助かると思います。

障害者控除の認定書についてなんですけれども、今回税ということで税務課にも関係してくると思いますので、少しお伺いをいたします。

特にこの30年度分の申告から使えるとなると、来年3月13日までの申告のときなんですけれども、役場でも申告相談を行っています。そのときに、これって何ですかという相談もあるかもしれません。特に、もうそれもそうなんですけれども、介護認定者だと話をしておる、相談に乗っている間に認定者だとわかったら、相談しに来る人に認定書って送られてないというような確認もしてほしいですし、また税務課としても適切な、そのようなアドバイスというのか相談に応じていただきたいと思いますと思うんですけれども、その点について、今後どのように対応していくのかわかりましたらお願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました障害者控除対象者認定書の税務課としての見解ですね。そちらのほうをお答えさせていただきます。

今、議員からお話ございましたが、税務課では、例年2月16日から3月15日までの間、役場内に申告会場を設けております。このたび対象者の方に、障害者控除対象者認定書が送付されることになりましたので、申告会場にこの認定書を持参された場合には、障害者控除を適切に適用するよう職員に対して制度の理解を徹底してまいります。

その後でおっしゃっていましたが、目の前に面接している方がその方に該当するかどうかというのは、何もなければわからないものですから、こちらから何もない方にもしかしてというのも、ちょっとなかなか言いにくいかなというのはございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

認定書があったら、こうやって使えるんだよということも大切だと思います。あと、対応する職員でどうなのかということもありますけれども、その辺徹底してお願いをいたします。

最後になんですけども、民生部長に少しお尋ねをいたします。

今回、私は介護認定者に障害の程度によって税の控除が受けられるということで、納税者自身、また配偶者、家族、扶養している家族が所得税や住民税の控除を受けられるということで、それに対して蟹江町は申請者が少ないということです。その点について、どうして、ほかの自治体では結構もう認定書を直接郵送したり、申請書を郵送したりしている自治体が多い中で、ちょっと蟹江町はどうしておくれちゃったのか、その点もちょっと確認をしたいと思いますので、お聞かせをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど町長からもございましたけれども、手帳をお持ちでない方の障害者認定につきましては、市町村裁量ということで、どの基準でその方を障害者と認定していくのかというのは非常に私どもも苦慮したところでございます。加えまして、所得税法であるとか、住民税法に伴って特別障害者控除と普通障害の控除に純然たる区分分けと控除額の差が明確に示されているところでございます。これを私どもの裁量でもって、どの方が特障に当たるのか、どの方が普通障害にあたるのか、これを明確にお示しすることが今までできなかったというのが一つ大きな理由でございます。

今回につきましては、後発ではございますので、要介護認定をされていらっしゃる方の要支援1からを基準に拾い上げをさせていただきつつ、その方の生活度に応じて、いわゆる1つ目は認知度、1つ目は寝たきり度という2つの指標で、どの程度の基準である方が普通障害なのか、特障であるのか、それを主治医意見書を拾い出しながら、今回、幅広い方に認定証としてお配りをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最後に、民生部長の今までの、どうしておくれちゃったかと答弁をもらいました。

その辺については、確かに障害者控除と特別障害という控除の額も大分違います。実際にどこで区切るかということもいろんなこともあります。でも、ほかの自治体でやっていて、何で蟹江町はできないのということにもなると思います。

今回、この質問をしたということは、やっぱり高齢者の社会保障費の増加や何かで大変苦しい思いをしておられます。

最後です。要介護、要支援の認定者を受けておられる65歳以上で、税金を払っている世帯や扶養している家族の皆さんにお知らせです。

答弁があったように、障害者手帳を持っていなくても障害者控除認定書が送付されてきま

す。最大5年分の所得税、住民税、また国保税や介護保険料など、還付させることもできると思います。新たに送付されることにより、所得税、住民税を引き下げることができ、年間所得125万円までであれば、住民税が非課税になります。これと連動して、税や料の負担、特に介護保険料の負担が下がると思います。

今回の質問で、高齢者やその家族の税や料の負担の軽減を知らせていただくことができ、また、つながったと思います。

これで質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「障がい者手帳を取得する件」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

2問目として、「障がい者手帳を取得する件」と題して伺っていきます。

初めに、精神障害者医療助成制度について、また、自立支援医療、精神通院医療なんですけれども、この対象者への医療費助成拡大について、お伺いをいたします。

先日、私のところに連絡がありました。蟹江町民を友人に持つという常滑市民の方からの電話でした。そのご友人が、鬱病がもとで精神疾患で通院をしているということです。男性自身も4年間にわたって鬱病で苦しみ、休職、復帰を繰り返し、今は休職中とのことです。自立支援医療制度と常滑市の精神障害者医療費助成のおかげで、心療内科と投薬、復帰支援プログラムのデイケアを全て自己負担なく受けられているということでもあります。ところが、蟹江町の場合、自立支援医療は基本的に1割の自己負担があると聞き、蟹江町民のために自己負担なしで精神医療が受けられる制度をつくってほしいという、ご友人に成りかわって連絡がありました。

当町の場合、受給者証と精神障害者福祉手帳3級を所持していれば、病院窓口で自己負担なしで医療が受けられますが、手帳がないと自立支援医療対象者でも1割負担が必要です。

そこで、お伺いをいたします。

自立支援医療とはどのような制度で、また、受給者証を取得する前と後の自己負担の割合をお聞かせください。

国保加入者の場合、協会けんぽもそうなんですけれども、国保加入者の場合と後期高齢者の場合をそれぞれ例を挙げてお答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、板倉議員の制度についてのご質問について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、自立支援医療のほうにつきましては、3つの医療制度がございますけれども、その

うちご質問がございますのが、精神通院に係る自立支援医療制度についてでございますので、そちらのご説明のほうをさせていただきます。

精神に係ります疾病の治療が継続的に必要な方の通院医療費の自己負担を軽減するための国のほうの補助制度となっております。自己負担は、先ほど、先生のほうが申されましたように、1割負担となります。ただし、所得の低い方や高額な治療や長期にわたり継続的に治療しなければならない方につきましては、自己負担額が過度にならないように、一月当たりの精神通院の負担額の上限額が設定をされています。

続きまして、2つ目のご質問ですけれども、国民健康保険、それから後期高齢者保険に加入の方の具体的な例を示してお答えをさせていただきたいと思えます。

例えば、国民健康保険、それから社会保険の方ですと、70歳までの方になりますけれども、例えば40歳の方で、ご本人様の収入が80万円ないよという方につきましては、その場合、もし自立支援医療の受給者証がなければ3割負担をしていただくこととなりますので、例えば、医療費自体が3万円かかるものであるとすると、その3割で9,000円、本来ですと払っていただくところなんですけれども、こちらの自立支援の受給者証があることによって1割負担に変わってきますので、3万円の1割ということで3,000円、さらに、先ほど申しました所得の低い方については自己負担額が低く抑えられております。80万円ないよという方につきましては、一月当たり2,500円までの負担で済みますので、3,000円のところがさらに2,500円への負担という形に減額されることとなります。

続きまして、後期高齢者の方、75歳以上の方になりますけれども、1割と3割の負担がございます。高所得の方が3割で、一般的な方は1割ということとなりますので、1割の方でお話をさせていただきますと、先ほどと同じなんですけれども、1割の方で収入が80万円ないよという方につきましては、同じく上限が2,500円に抑えられております。ですので、本来ですと1割負担の3万円の医療がかかったとすると、3,000円の自己負担なんですけれども、上限額が決められておりますので、この方も2,500円までの負担でいいよということで、実質500円の減額になるという自己負担になっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

わかりやすく例を挙げて答弁をいただきました。

私なりにちょっと頭で整理して、国保は基本的に2割を自立支援医療で負担をし、1割が自己負担ということで、後期高齢の場合、自己負担3割の人も所得に応じてあるんですけれども、このうち2割は自立支援医療で負担し、1割の後期高齢者の方は、低所得者に対して自己負担の限度額があるということで、1割分の上限を超える医療費分を自立支援で負担をするということだと思います。実質、町の負担がふえるわけじゃなくて、国の制度ですので、自立支援の医療でなると思えます。

そこでなんですけれども、この自立支援医療制度の周知なんです。それについてされているのか、お伺いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

制度の周知がされているかというご質問について、お答えさせていただきます。

町のホームページのほうでは掲載をさせていただいておりますけれども、やはりちょっと不親切といいますか、制度がありますよという程度のご案内になっておりますので、ちょっとこちらのほうは反省をさせていただきまして、手続方法だとか、もう少し詳しく制度の内容のほうを掲載させていただくように、ちょっとこちらのほうで見直しをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

なかなか周知、僕のおふくろも亡くなったんですけれども、確かに自立支援制度、認知症ということで七宝病院に通っていて、病院のほうからこういう制度があるから申請してくださいと言われた覚えがあります。

そういうことで、病院もそうなんですけれども、町も今、ホームページに掲載しているけれども、確かにこういう制度がありますよという程度で、なかなかわからないと思います。

本来なら、このような自立支援医療制度の対象となるべきなのにそういうこともあって、制度そのものを知らずに申請せず、1割だったり、国保の場合、3割負担をずっと続けている例も少なくありません。

この質問を通じて、本人1割負担で、精神医療を受けられる制度があるということを知っていただくことにつながれば、それ自体も意味があることだと思っております。制度の周知を大いに進めていきたいと思っております。

その辺について、制度の周知等大いに進めたいと、要望なんですけれども、その点に何かありましたらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

先ほどの、こちらのほうの周知不足のほうなんですけれども、また、ホームページのほうを見直しさせていただく。それとともに職員、私ども窓口を担う職員のほうも、もう少し自立支援制度のほうを、国の制度だからということでほうっておくんじゃなくて、こちらのほうとしても知識を深めながら、窓口で適切にご案内させていただけるように勉強のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。

窓口相談に来られたら、こういう制度があるよというぐらい親切と、それが基本的に申請主義があくまでも前提となりますので、そういうことも少し徹底していただけるといいの

かなと思います。

それでは、次です。

自立支援医療対象者で、精神障害者保健福祉手帳の所持について、2点ほどお伺いをいたします。

1点目として、今回の自立支援医療費受給者証、今回は精神通院なんですけれども、この交付者数と手帳の交付者件数がわかりましたら、お聞かせをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまのご質問、交付件数について、お答えさせていただきたいと思います。

自立支援の医療受給者証の交付件数は556件、こちらは10月1日現在の数字でございます。

精神障害者保健福祉手帳交付件数は284件、こちらも10月1日現在の数字。内訳といたしましては、1級が33名、2級が201名、3級が50名となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今回、今、答弁で件数をお聞きしました。

2点目としてなんですけれども、今、答弁があったように、精神障害者手帳の所持数は、平成26年から平成30年度の今、報告があった5年間で、30年については1月1日の現在ですが、190人から284人へと1.5倍に増加しております。身体障害者・療育手帳所持者の場合、それぞれ身体で1,117人から1,072人と減っておりますが、療育については、200人から238人と1.2倍の伸び率、精神障害の手帳取得がとてもふえていると言えます。また、この精神科通院の自立支援医療費受給者証所持数も同じ5年間で435人から556人へと1.3倍余り増加しております。

本人の負担なしで医療を受けられる手帳の所持者が、先ほどの答弁で10月1日時点で284人です。一方、自立支援医療対象者で本人1割負担が必要な方が556人と、無料で医療を受けられる方の倍近くがおられます。精神障害の場合、手帳を所持していると限らず、1割負担をしている方が多いという特徴があります。

精神科通院の自立支援医療対象者の過半数は気分感情障害、いわゆる鬱病に分類される方が占めております。働いている場合、精神障害者手帳を取得していることを会社に知られたくないなどの理由で申請をちゅうちょしている患者も少なくありません。病気を抱えていることで、不安定雇用、非正規雇用で働く方が多く、そのことが病を悪化させ、さらに経済的な不安定さ、貧困状態に至っているのではないかと想像ができます。

生活保護もさまざまな理由で受けられない、あるいは受けたくないというケースもあります。精神疾患や精神障害に対する周りの理解が得られないなどで、一般的な医療よりも精神医療に接することが困難になっていることに加え、経済的な負担がさらに受診の敷居を上げ、自殺など最悪な状態を生み出してしまうことにつながると思います。

このように、とりわけ精神医療では、経済負担が病状にもたらす影響が多いことを考慮する必要がありますと考えます。現に愛知県下の他の自治体では、ほとんど手帳を所持していなくても通院の精神疾患に係る自己負担部分を助成対象にしている、手帳なしでも自立支援医療費受給者証さえあれば、自己負担なしで医療が受けられる制度となっております。

蟹江町においては、1割の自己負担を求めているのは54自治体中、わずか7自治体だけあります。

そこで、伺いをいたします。

精神通院の自立支援医療対象者に対して、医療費自己負担なしで医療が受けられるよう、精神障害者医療助成制度を拡充した場合、予算がどのぐらいなのか、また、その制度を拡充する考えがないのか、お答えをください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました、医療制度を拡充した場合の予算についてでございますけれども、現状の対象者数のほうで見込みをさせていただきましたところ、年間で1,100万円程度が拡充した場合には必要であろうと見込んでございます。

2つ目の質問でございますけれども、町としての拡充の考え方はということですが、こちらは、自立支援医療を受けてみえる、精神通院を受けてみえる方につきましては、1割負担といえども、医療が長引いたり、通院が長引いたり、それによってお仕事ができなくなったりだとか、いろんな弊害があつて、なかなか難しいなということは、ご負担をかけておるといことは認識をしておりますけれども、町といたしましては、この10月から精神障害者保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方につきましては、精神通院医療のみと限っておったところを全医療適用化のほうへ拡充をさせていただきました。ですので、ちょっと今、そちらのほうはどのような形で今後、伸びていくのか、それから、拡充したことでの影響などをしっかり今後検討、検証させていただいて、その上で、その後、先生がおっしゃられております受給者証をお持ちの方、手帳を持っていないだけでも精神通院のほうが必要であるという方のほうの医療をどうしていくかというところは、それから、ちょっと申しわけないんですけれども、検討していく。検討課題だということは十分認識はしておりますけれども、まずは1、2級のほうの検証のほうをしっかりさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、検討課題であるということの答弁でした。

確かに、精神障害者福祉手帳を持っている1、2級の方で、これもようやく蟹江町もなったんです。愛知県下でも高浜市と我が蟹江町と、隣の大治が残る3自治体になっていて、蟹江町はようやく10月1日から全ての医療に使える、無料で受けられるということになりました。

た。そういうことで、僕も1人相談があって、これは大変本当に助かりましたというお礼もいただいております。

そういうことで、まだまだ今回、この1割負担を何とかしろという私の要求です。早急にこの辺も拡大していただけるようお願いをいたします。

それでは、次なんですけれども、今回の自立支援医療制度に、更新は基本的に1年に一度で、2年に一度、更新時に医師の診断書が必要となります。その場合、病院によっても違いますが、3,000円から5,000円程度の文書料が必要となります。身体障害の更生医療、育成医療では、今回、国の通達で文書料は取らないこととされております。

しかし、精神通院の自立支援医療に限っては、文書料は自己負担するものとされております。国の制度だから負担軽減も国に要求するべきだとも考えられますが、この文書料の負担を蟹江町が独自で助成して無料にすることで、お金の心配なく医療を安心して長期にわたる通院ですので、医療を安心して継続してもらうために有効な施策になると思います。

そこで、伺いをいたします。

対象者の更新時に必要とされる今の診断書の文書料を補助した場合、これもまた予算はどのぐらいにかかるのか、また、この文書料の補助に対しての考えをお聞かせください。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問がございました文書料の補助に関するご質問について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、年間予算の見込みでございますけれども、1年に一度更新があるんですけれども、ほとんどの方は2回に1回の診断書の添付でいいよという形で出てきますので、そちらのほうで現状の対象者数、それから町内の医療機関に文書料のほうをちょっと問い合わせをさせていただきましたら、大体2,000円に税金という形でいただいております。ですので、そこら辺を参考にさせていただきまして、現状の対象者数、それから、仮に一人2,000円上限で補助を行うというところで計算をさせていただきまして、年間で約60万円程度の予算が必要であろうと見込んでございます。

続きまして、診断書料の補助の関係ですけれども、こちらは2年に一度といたしましてもご負担をかけるわけなんですけれども、ほかの手帳、身体障害者手帳をとるときにも診断書料を自己負担をしていただいて、手帳をとっていただくということがございますので、それから、もう一つ、精神障害者保健福祉手帳をとるときにも診断書料がかかるということになってきますので、そちらのほう、自立支援の診断書料だけということではなくて、ほかの3つの診断書料とあわせて考えていくのであれば、補助のほうをどうしていくかというのを一体となって考えていかなければいけないと思っておりますので、こちら申しわけありませんが、すぐに補助しますというお話はできませんけれども、こちら課題だということは思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、考えについてお聞かせいただきました。

確かに、愛知県下でも、診断書の文書料を助成している自治体は少ないです。僕も調べたんですけれども、ちょっと前に課長にもお話しして、みよし市が助成していると思います。参考にしてもらってもいいですし、自立支援医療の普及に大きく貢献できると思います。

また、他県では、今、答弁があったように、身体障害でも、精神手帳にしても、診断書を全て助成している市町村も多くあります。この点について、もう少し実現していただきたいのですが、再度、答弁をお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

再度ということですが、すみません、先ほどとお答えは同じなんですけれども、考えるとしたら、3つの診断書料と同じくして考えさせていただく。それから、今のところでは、補助の考えはないんですけれども、検討課題として、こちらのほうで持っておくということはしておりますので、以上です。

○2番 板倉浩幸君

やるなら、せっかくだから、障害者手帳の診断書全てに助成することがいいと私も思います。

それでは、次なんですけれども、今回、障害者手帳の交付として、町の責任である障害のある人の発見、情報提供と、必要な支援を行うことのおくれが重なって、障害者支援の土台が損なわれていないかを3点ほど伺っていきます。

1点目として、手帳の交付であります。

蟹江町内において、障害者手帳交付のための診断書を書くことを県から指定されている医師は何名いるのか。身体、自立支援、精神なんですけれども、この2障害をお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、ご質問にございました診断員の数をお伝えさせていただきます。

まず、身体障害者手帳の指定医でございますけれども、こちらは愛知県の指定を受けられますが、13医療機関で17名のお医者様がございます。精神障害者保健福祉手帳に係る診断医につきましては、4医療機関の4名でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

町内に身体で17名、精神障害者福祉手帳で4名ということでもあります。

ちょっと2点目として、この診断をちょっと弥富の例を挙げますけれども、診断を拒んでいることについて、お伺いをいたします。

愛知県内でも介護認定のための診断書が1カ月以内に出さなければいけないのですが、なかなか書いてもらえないようなところがふえておると聞いております。医師不足だとか、高齢化だとか、そんなようなことが愛知県内だけでなく、全国的に広がっており、身体障害者手帳の診断書もなかなか書いてもらえないという問題があります。手帳のための診断書を書く医師は町内に、答弁があったように、身体で17名、精神障害者福祉手帳で、自立支援の精神で4名と限られた人です。隣の弥富市は70名おりまして、そのうち3分の2が海南病院の医師みたくであります。

指定を受けている人がそんなに直接かかわっていない方も何人かいるような状況のもとで、実際に現場の人たちが、病院の医師の人たちが、あそこの駐車場から歩いてこられたような人に診断書を出すような状況ではありませんということを言われ、診断書を書いていただくことを求めても書いてもらえないということが発生しております。

つい最近、この海南病院でも精神病がこれほど広がっていて、大きな社会現象となっている中でも、海南病院の精神科外来を廃止することがあって、今、地域の皆さんの安全のための介護や医療の土台が大きく壊されております。

そこで、お伺いをいたします。

今回、町内の指定されている医師もそうではありますが、海南病院は蟹江町の住民も多く利用している病院であります。県による指導と援助が不十分で、医師不足による医師の過重負担、一部の医療機関で国の基準内の障害に対して、対象ではないとして診断自体を拒んでいると聞いています。その点について、何か見解があったらお答えをお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ご質問にございました診断を拒んでいるだとかということの町の見解についてでございますけれども、幸いなことに、蟹江町のほうの窓口でそういったことがありましたということでお話を聞いたことは、私どもはなかったんでございますけれども、もしそういったようにお話があった場合につきましては、もう少し町の窓口のほうで、どういったことだったんだろうねというところでお話をもう少し詳しくお聞かせさせていただいて、それに対して適切なご案内だとか、ご相談、アドバイス、助言等ができるように、職員のほうの知識を上げるだとか、資質向上のほうにも努めさせていただきたいと思うんですけれども、あともう一つ、ご記入に至らなかったような場合につきましては、例えば、先ほど言われました規模の大きな医療機関さんですと、例えば、先生には聞きにくいんですけども、1階に医療相談室だとか相談室というようなところがございますので、そちらに聞くと、先生に聞かれるよりは、どうして書いてもらえなかったんだろうねとか、何か理由がほかにあるのかなとか、手帳にかかわる何か補助あるかなとか、いろんなご相談もできるかと思っておりますので、もし、そういうようなお話があった場合については、そういう医療機関様の医療相談室のほうへご相談いただくといいのかなと思っておりますので、そういったところをご案内させていただきたいと思いま

す。

ですので、町としてできることといえば、そういった窓口にかかわる職員の資質の向上のほう、知識を深める等をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。

確かに大きい病院で、たしか海南病院をちょっと例に挙げちゃったんですけども、海南病院も総合支援センターというところがあって、何でも相談できると思います。

では、今、答弁をもらったんですけども、身体障害者福祉法というのがあります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律であります。

その第9条の5の場所に、ちょっと読ませていただきます。

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

1、身体に障害のある者を発見して、また、その相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。

2、身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

3、身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して直接、または間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うことと法律で定められております。

この点について、町の責務は大分重要だと思います。この法律を今、読ませていただいたんですけども、この点について、何か考えがございましたらお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

こちらの身体障害者福祉法の件でございますけれども、町の責務として、今、板倉議員が読み上げていただいたところが記載されておるわけでございますけれども、こちらについては、先ほど、議員のほうからもご質問がありましたように、例えば制度の周知不足であったり、それから、職員の窓口での相談体制の重要性だとか、そういったところはこちらで十分認識をしておりますので、今後、そういったところの不足する部分につきまして、補えるような形で広報のほうを見直していったり、それから、窓口で来庁された方の相談に対して適切なアドバイスができるような知識を身につけたり、それから、うちの部署だけではなく、他部署と連携が必要な場合であればそちらと連携をとって、情報提供をしながら進めて、障害者の方の福祉を進めていくという形をとらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

大変重要です。

難しい問題かもしれませんが、少し町長にお尋ねをいたします。

最初に、ちょっと僕なりに考えましたことを聞いていただいて、その後、ちょっと聞いていきたいと思います。この件に関しては、介護の担当者、課長にも知っていただきたいと思っています。

今は人生80年時代、退職した後で、障害になっても、10年や15年、場合によっては20年も重い障害を抱えたまま生きる人がいる中で、このような状況のもとで、県が平成20年度に重度の障害者の手当は当時あったんです。7,000円ありました。これを廃止しました。

県はそれまで元気だった人は十分な蓄えがあるとし、廃止をしたんですけれども、国民年金だけの人だとか、国民年金を満額もらえないような人たちの老々介護やひとり暮らしの人たちがどんな思いで暮らしているのか。

例えば、蟹江町は今、1,400人を超える介護認定を受けてサービスを受けておりますが、身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳を持っていない、介護認定の認知症のない人の基準は、家の中で伝い歩きすることができて、トイレに行って、食事はスプーンでも何でもいいから自分で食べられたら自立ということが基準であります。

少なくとも、身体障害者の場合によっては、2級の人も自立、病気によって心臓病なんかだと1級でも自立になるわけでありまして。しかし、実際には肢体不自由で、2級の人でも要支援1、2の方がいらっしゃいます。こういう人が障害者としてサービスを受けられるかどうかは、医療費の無料の問題とかもあります。あるいは、県や町の手当だとかそういうことを考えると、本来の障害者基本法に定められた権利をこの人たちが保障される仕組み、そして、先ほど質問しました、そのための診断書をなかなか書いてもらえないという状態は極めて異常なことで、医師不足や介護や医療の土台が大きく崩れております。ここに大きな原因があり、解消しないといけないと思います。

しかも、国が医療や介護も在宅が基本という立場をとっていますので、本来は初期から専門的な介護が受けられ、悪化の防止と地域医療の充実で、方針や介護、身体障害者手帳のための診断書などが保障される体制を確立されることを求めています。今、この土台が崩れてはいないかと思えます。

そこで、お尋ねをいたします。

今の私が申したように、このような状況のもと、手帳が取得できるのにかなり長期にわたって基準の診断を住民が知りません。医師の都合で行われないうえ、障害者手帳を持っていない人が蟹江町にもまだまだいると思います。これについて、どのように町長は考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

今、板倉議員のいろいろなご意見、真摯に受けとめさせていただきました。

先ほど申し上げましたとおり、障害者も健常者も本当に一緒になって暮らしていける理想の国になったらいいなというのは、我々首長も思っているわけですが、愛知県54市町

村、全国で今、1,740以上の自治体があるわけでありましてけれども、それぞれ住民サービスは異なっているのも、板倉議員はご存じだというふうに思っています。

先ほど言いましたように、自立支援法ができて久しいわけでありまして、実際、今、今度は在宅支援のほうに重きを置く政策を国がとっているのも事実であります。実際、これは労働人口がどんどん減っていく中での社会保障費のこれからの不安というのは、国も県も地方自治体も一緒だというふうに思っています。

ただ、今、ご質問の中で、僕がどう思っているかということ聞かれても、一言で言えるようなものは、今ここでは持ってはおりません。ただ、先ほど言いましたように、漠然とした話ではありますけれども、蟹江町にとって障害者が住みやすい、そういう環境をつくるというのが一番であります。今、担当の者がるるお話をさせていただきました。障害者の方をこちらから探すのではなくて、積極的に申し出ていただいて、我々の制度に合うか合わないかを早急にやっぱり我々で調査をさせていただき、国の支援、県の支援、町の支援でできるものは早い時期に支援をしていきたいという考えには全く変わりはありませんので、どうぞまた、板倉議員におかれましても、議員のお立場でまたご支援いただければありがたいというふうに、今現在では感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

町長も、突然振ったから、なかなか答えづらいと思います。

僕も先ほど、福祉法で少し言いました。申請してくれということじゃないと思うんですよ。この法律でも、身体に障害のある者を発見しとしてあります。また、その相談に応じてその福祉の増進を図る必要な指導を行うと、この法律があります。申請主義というのはわかりますけれども、早く発見するということが必要だと思っておりますので、その辺ちょっと認識の違いなのかわかりませんが、その辺十分配慮をお願いいたします。

それで、お伺いをいたします。

介護認定者の手帳がどのくらい持っているのかも調べて、必要な情報提供を行い、先ほど申し上げた、法に定められた行政サービスを行うことは、障害者福祉法で市町村に課せられている責任であります。県下の少ない町でもそういう方向で努力されている中、介護認定者の手帳の有無を調査もしながら、今回の前の1問目で、介護認定者を申告で使う障害者控除対象者の方に認定書を送付することが答弁でありました。

これは提案なんですけれども、この際、この案内文に障害者手帳が取得ができる可能性がある旨を記載してもらい、今後の周知に努めるというのはいかがでしょうか、お聞かせをお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

ただいま、板倉議員からご提案というかありましたことにつきましては、ある程度そういうような内容も案内の中に入れさせていただいて、周知できればなというふうに考えており

ますので、できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

ごめんなさい。すみません。補足をさせていただきます。

可能性のあることをとということ過度な期待を持たせることになってしまって、逆にそうではないときの反発のほうが、僕はその方にとっては非常に不幸だというふうに思います。

先ほど担当が申し上げましたとおり、精いっぱいやれることはこれからもやらせていただきます。がしかし、文書の中に可能性という、ない人に対して非常にグレーな部分というのはあるわけでありますので、板倉議員もそこのご理解をいただきたいというように思いますので、鋭意努力をさせていただくということで、今回の答弁とさせていただきます。ありがとうございますというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

町長申しました、確かに障害者ということで、過剰な知らせになる可能性もあります。でも実際に、逆の人も、私がもらえるんだということも十分あると思いますので、ちょっとその辺について、どんな文章で通知するのか、たしか、隣の弥富市が載せていると思います。その辺も参考にしながら、ちょっとしていただきたいと思います。

最後なんですけれども、今まで手帳についていろいろお伺いをしました。今回、精神障害者福祉手帳について、最後にお伺いをいたします。

今回、この介護認定者の中で、障害者手帳がとれるケースがあります。今の案内文に載せる、載せないかは別として、特に認知症の方はそのケースに当てはまります。

この手帳を持つと、受けられる可能性がたくさんあります。福祉制度やサービスで負担軽減にもつながり、手帳をとることは知らない認知症の方も多いい中、町の責任である障害のいる人の発見、情報提供と必要な支援を行うとしての町の認識、また、このような認知症の相談が今までなかったのか、あった場合、そのときの対応についてもお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

今までそういったご相談があったかということなんですけれども、認知症で精神障害者保健福祉手帳の取得ができるということについてのご質問でございますけれども、板倉議員のおっしゃるとおり、認知症の方でも、その症状によりましては精神障害者保健福祉手帳のほうを取得できる場合がございます。

実際、そういったことで介護をしてみえる方だとかから町のほうにご相談をいただくということはまずめったにございません。というのは、認知症と、それから精神障害者手帳というものがまず余り結びつかないというところがあると思います。ですので、結びつかないというところは、こちらのこういった方でも手帳がとれますよという制度の周知不足だと言わ

ればそういったことですので、そちらについては、先ほど介護支援課長のほうからお話がありましたように、認定書を送るときに一文を入れるなど、今後ちょっと詰めていかせていただきたいところだと思っております。

また、そういった認知症の方の精神障害者保健の手帳の取得だとか、それから何か医療費の補助がないだろうかとか、そういったようなことのご相談があった場合につきましては、まず、身近な相談機関でございます地域包括支援センターのほうへご相談いただきたいなということで、こちらのほうはご案内させていただきます。

それから、手帳に関してのことと言えば、精神障害者保健福祉手帳もそうなんですけれども、身体障害者手帳を含め、いろんな手帳に関しては、まずやっぱり一度、主治医の先生にご相談していただくというのが一番の近道だと思っておりますので、まず第一には、主治医の先生のほうへご相談していただきたいなと思っております。

以上、町のほうでもできるだけ手帳のPRというのはおかしいんですけれども、こういう制度がありますよという情報提供のほうは適切にさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

確かに、介護認定を受けて、特に認知症が手帳がとれるというのはなかなか結びつかないと思います。

実際に、手帳を持って本当に助かった、介護保険料やそういう減免もありますし、ほかにいろいろな結構多く税金の関係からNHKの受信料、ちょっと蟹江町では上下水道の補助はないんですけれども、いろんな制度がありますので、そういうことで、支援センターでも相談していただいて、その辺、よろしく願いいたします。

今回、手帳についてお伺いをしました。あくまでも基本的に申請主義ですので、周知が大事であります。国民年金だけの人とか、国民年金を満額もらえないような人たちの老々介護や、ひとり暮らしの人たちがどんな思いをして暮らしているのか。障害を持つ人の暮らしを住民の立場、住民の目線に立って考えていただけるよう、お願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問5番 伊藤俊一君の「災害発生時における町民の「自主避難」について問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「災害発生時における町民の「自主避難」について」

と題しまして、質問をさせていただきます。

大震災における町民の自主避難に関することで後援者から要望がありましたので、質問をさせていただきます。

最近、大震災や大災害がいつやってくるかわからんということが言われている中で、町民の方々からいろんなご相談をいただいております。そういった中で、自主避難に関することで質問をさせていただきます。

ここ数年来、地震、台風、大雨などの大きな災害により、各地で被災された方々が多くおられます。本年度も台風21号、そして24号による被害並びに北海道地震などの被害によりお亡くなりになられた方、家をなくし、いまだに仮設住宅で生活している方々がおられます。このような災害の怖さを身近に感じている中、このような災害が発生したとき、いかにして自分や家族を守り、そして、町内の皆様と助け合いながら、被害を最小限にとどめるかなどを、平素から各家庭内、町内の仲間との連携が必要と痛感しているところであります。

つきましては、下記の事項について、質問をいたします。

大きい1つ目でございますけれども、蟹江町における避難準備、避難勧告、避難指示が発令されたとき、避難所開設時期と関連について明確に町民が理解できるようなものを提示してほしい。

避難するのは住民が自主的に行うものでございますけれども、町はあくまでも住民目線で考え、住民がわかりやすい情報の提供をお願いしたいと、こういうことの中で、小さい1つ目は、町は、避難所の開設は、大雨警報、暴風警報、洪水警報が発令されたとき、自主避難者のために避難所を開設することになっておるわけではありますが、それでいいと思われるのか。台風21号、24号の例を見ると、警報が発表されたとき、既に外は風雨が激しく、とても避難所に出向くことができない状態にあったのではないかと思う。もっと状況判断を的確に考えて開設すべきとの、そのような考えがあるということでもありますけれども、住民からいつ開設するかとの問い合わせが町内会長や役員に何件もあったということもございます。こういったことについてどのようにお考えになっておるのか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、質問のありました避難所開設時期について、お答えをいたします。

蟹江町における避難所開設でございますが、大雨等の気象警報発令時には、早目の避難を自主的にしたいというニーズに応えるため、自主避難所として3カ所、中央公民館、産業文化会館、図書館を開設いたします。避難勧告等を発令する場合は、自主避難所に加え、指定避難所兼指定緊急避難場所を開設いたします。

大雨警報や暴風警報等の気象警報を気象庁が発令する際、各市町村単位で警報を発令するとともに、台風など事前に状況が悪化すると予想される場合は、自主避難や情報収集の時間等を考慮し、安全に避難できるようリードタイムを持って早目に気象警報が発令されており

ます。

台風21号、24号においても、警報発令から風雨が強くなるまでには6時間以上もあり、十分時間的余裕が確保されておりました。また、地域的な特性もあり、海に面している近隣の弥富市で警報が出ていても、蟹江町では警報が出ない状況もあります。いずれにしましても、蟹江町に警報が出れば、速やかに自主避難所を開設いたします。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

私が質問をいたしましたことに、全く違った答弁でありますけれども、避難所に出向くことができない状態、状況があったということは、町民の皆さんからそんなご意見が出ておったということで、それが間違いでありましたか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

再度、お答えを申し上げます。

先ほど、お答えしましたとおり、リードタイムを持って早目に気象警報が出されております。警報発令時につきましては、町としては速やかに自主避難所を開設しております。開設につきましては、住民に対し、さまざまな周知方法で対応をしておりますが、今後は町内会長さんに登録していただいている電話一斉連絡システム等での周知も検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

いろいろ対策会議の中の役員の皆さんの考え方と、避難をいつしようかというようなことで町民の方が困ってみえる方、そういった方の間で思い違いがあったのではないかというような答弁の中で理解をしたわけでありますけれども、とにかく周知をいかにしていただくかということかと思っております。

2点目でありますけれども、避難所開設の伝達方法について、全ての住民がわかるような方法を考えるべきではないか。

現在の伝達方法は、テレビ、町が発信するネット、携帯メール、同報無線などであると思っておりますけれども、一部の住民に限定される、全住民へ届いていないと思うが、どのようにその点はお考えでありますか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、質問のありました避難所開設等々の伝達方法について、お答えをいたします。

避難所開設の伝達方法につきましては、議員がおっしゃられたとおり、テレビ、町ホームページ、防災メール、同報無線のほか、ラジオ、広報車、エリアメールで周知を図っております。

同報無線では、聞こえづらいとのご意見をいただいておりますが、本年度の同報無線整

備工事で音の聞こえやすさを調査し、スピーカーを交換することなどで、河川を除く行政面積カバー率が100%となります。また、高齢者等を対象に500円の負担金で防災ラジオを配布しておりますので、災害時にはエフエムななみで町の避難所情報を入手していただくように啓発も行っております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

今年度、整備を進めておられました同報無線の新たな機能は、行政面積カバー率が100%ということで聞いておりますけれども、実際に完成し、町民の皆さんからよく聞こえると、そういった評価をいただいているということであろうかと思うんですけれども、どのようにそのような評価を各町内会の役員さんからいただくようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、同報無線、今年度整備中でございますが、このことの聞こえやすさというものを町内会の役員さん等にどのように確認してもらうかというご質問だと思いますけれども、まずもって住民の皆様には、町の広報紙、あとは全戸配布等々で、実際に音を出す試験、音出し試験の日程をお知らせいたします。これに加えて、町内会長さんには、来年2月に開催予定の自主防災会長会議で重ねて日程をお知らせするとともに、音の聞こえぐあいを確認していただくことをお願いする予定であります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

その辺、新しく大金を投じて設備をしていただくわけでありますので、苦情のない状況をつくっていただけるとありがたい、そのように思います。

3つ目でありますけれども、避難所に自主避難される方に対する指示に疑問があるというお尋ねがあったわけであります。

携帯メールの内容を見ると、避難するときは、飲み物、食べ物、寝具を持参と発信されているが、気になるのは寝具であると。寝具とは何を指しているのかわからないと。天候状態が悪い中、持参できると考えておられるのか。それはちょっとおかしいのではないかと。このことについて、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

質問にありました自主避難時の持参品について、お答えをいたします。

自主避難される方には、必要最低限のものとしまして、飲み物、食べ物、寝具等の持参を願っております。この情報は防災メール、クローバーテレビのL字放送、エフエムななみ等々で流しておりますが、ここにある寝具等につきましては、備蓄してある毛布をお渡ししておりますが、災害用備蓄品は基本的に災害発生時に使用するための品物であります。着が

えや布団、枕等が必要な方は準備の上、避難所へお越しいただくこととなります。

2点目の天候の悪い中というところでございますが、確かに悪く、持参するのは大変かとは思いますが、気象庁は先ほどもお話ししましたとおり、早目に気象警報を出しております。町からも住民の方には、早目早目の避難行動をとることを周知、啓発を引き続き行っていく考えであります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

なかなか避難をするについて、いろいろと情報をいただいても十分に理解されていないということだと思っておりますけれども、寝具を持っていこうとなると、それは外の状況が本当に大丈夫というときであればいろいろと持ち出すことが、布団だろうが枕だろうが持っていける。避難所には毛布はあるよと。この程度は大概知ってみえると思うんだよね。けれども、毛布だけでは何日もそこで生活しようと思うと難しいというような考えの中での心配で質問をされたと思っております。そういったことについて、やっぱり皆さんに周知していただけるようなことが大切だというふうに思います。

それで、次へ行きます。

大きい2番目の、避難所の開設に伴う避難所の運営についてということでございます。

避難所の開設に伴う避難所の運営、これは蟹江町避難所運営マニュアルで決められていると聞いておりますけれども、その内容は、避難所の運営は町内会などが中心とした住民組織が避難所運営を委員会を設立し、自主的な活動により運営をするとなっております。

町内会役員が早急に避難所に入り、運営組織を立ち上げてくださると聞いておりますけれども、全町内には何も浸透していない。自主的な避難に関する事で、蟹江町は全て各町内会に丸投げの決め事しか考えられない。重大な災害対策の決め事が町行政と町内が一体となって、住民が安心して行動できるような具体的な指針を提示すべきであると思うと、こういうことでございます。

例えば、蟹江町で指定されている避難所の運営について、どの町内会がどの避難所を担当すればいいのか決められていない。蟹江町が各町内会長との間で検討し、その決定事項を全て避難所運営マニュアルに明記すべきと思うが、どのようにお考えになっているのか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

質問のありました避難所の運営について、お答えをいたします。

蟹江町で指定されている避難所、蟹江町指定避難所は、災害対策基本法第49条に従い、蟹江町長が現在22施設を指定しております。また、6カ所の公民館が避難所となっております。その他個別の町内会と地元企業との協定により、地域住民の方の避難所となっている施設も

あります。

基本的には、自宅が属する小学校区内にある避難所への避難になると考えますが、災害時、自宅にいるとは限りませんので、状況に応じて最適な避難所に避難していただくよう、防災学習会等を通じてお話をさせていただいております。

避難所運営につきましては、各避難所に避難された方の中で、町内会長、役員さん方が中心となって運営委員会を立ち上げ、運営に当たることとなります。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

具体的に、小学校区単位で避難所へ避難をするということだと思っておりますけれども、どこの町内会、区会が避難所を担当すればよいのか、マニュアルに明記すべきではないかとお尋ねをいたしましたけれども、これは、早く地域の方の町内会が避難所にお着きになって、態勢を整えるというような答弁でありますけれども、そんなようなことで、どこの町内会の嘱託員の方がイニシアチブをとってまとめ上げるかというようなことは、もう初めから決めていないんだということによろしいですか。

○安心安全課長 高塚克己君

避難所の担当の町内会を避難所運営マニュアルに記入すべきかというご質問でございますが、発災時は、先ほど申しましたとおり、どこにいるかわからない。自宅にいる場合もございますし、勤め先、外出先にいる場合もございますので、また、災害の状況によりましては、どこの避難所に行くことができるかわからないということもございますので、避難所運営マニュアルに担当の町内会を記入することはできないと考えております。

避難所運営につきましては、先ほどもお答えしたとおり、その各々の避難所に避難された中でみえる町内会長、そこにみえる町内会の役員さんが中心となって運営委員会を立ち上げ、運営に当たることとなると考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

わかりました。

そして、避難所に近い、例えば、南の方が北の避難所に近いところにたまたま行っておつたと。そういったときは、どこの避難所でも、蟹江町民であれば優先的に近い避難所に行くということが大切だと。わざわざ遠くの自分の町内会のほうへ行かなくていいということによろしいですね。

それから、避難所の運営の業務内容というようなことについては、避難所を開設して、避難所運営委員会を設立した場合、具体的に何をすればいいのか、まず、新しい嘱託員さんの場合だとよくわからんね。そういったこともあって、経験もない集団では敏速に対応することが困難だと、そういうことを心配してみえるんです。

蟹江町が指導力を発揮し、各町内連合体が対応できるよう、きめ細かな勉強会を開くなり、計画し、全町内会が理解できるよう、前広に進めるべきと思うけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

質問のありました避難所運営の勉強会等々についてのお答えをいたします。

避難所運営につきましては、蟹江町避難所運営マニュアルを基準としていただくよう、避難所設営訓練、避難所運営ゲーム等を通じて各町内会、自主防災会に訓練をしていただいているところであります。

特に、熊本地震の教訓としまして、内閣府の検証委員から、避難所は避難者である地域住民等が運営できるよう訓練を実施していかなければならないと提言をされました。愛知県避難所運営マニュアルは、この方針に基づき、避難者が自主的に避難所を運営できるよう作成しており、当町の運営マニュアルもこの方針に基づいて策定されております。

蟹江町では、平成28年度総合防災訓練時において、学戸小学校区の7町内会と当町職員による避難所設営訓練を学戸小学校体育館で実施をして以降、小学校区を単位として、町内会合同による避難所設営訓練を推奨しております。平成29年度、今年度30年度には、地域防災訓練時に延べ3つの小学校区で避難所設営訓練を実施していただきました。今後も全小学校区での実施を目指し、訓練を推奨していく考えであります。

また、実際の設営訓練に先立って、事前訓練として避難所運営ゲームを各町内会長、役員の方々に実施していただきました。このゲームはその有効性を実感していただいたことにより、個別の町内会でも実施をしていただいております。各町内会の防災訓練時におきましても、避難所運営に関する教育を積極的に取り入れていただいております。

今後も引き続き、具体的な避難所運営能力の底上げを図るべく、積極的に働きかけをしていく考えであります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

この訓練の、いろいろ小学校区で行われたというようなことでありますけれども、どこの小学校区で避難所設営訓練が行われたのか、お尋ねをしたいと思いますし、また、参加されたそのときの人員、各小学校区ごとにわかれば教えていただきたい。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、学区単位での運営訓練の実績等へ参加人数というお尋ねでございますが、平成29年度の地域防災訓練時の新蟹江小学校区7町内会合同で230名の参加でありました。今年度、30年度の地域防災訓練時は、同じく新蟹江小学校区で250名の参加、または、蟹江小学校区14町内会で650名の参加者でありました。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

これ以外のやっていない小学校区、いつごろやられる予定でありますか。

○安心安全課長 高塚克己君

30年度は蟹江小学校区でございます。

あと残り、来年度に舟入小学校区を何とかやっていただくように働きをかけておるところでございます。

○7番 伊藤俊一君

舟入と須西がどういうことですか。

○安心安全課長 高塚克己君

須西も31年度、32年度でやっていただくように働きかけをしていきたいと考えております。

○7番 伊藤俊一君

30年度と31年度か。

○安心安全課長 高塚克己君

31年度、32年度で。

○7番 伊藤俊一君

31、32。

○安心安全課長 高塚克己君

はい。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

須西学区をなるべく早くやってもらうように。

それと、最近、町内会がいろいろと配りもの、議会報告や何か、議会だよりですか、そういうものを配っておりましたけれども、それをほかの方法で配っていただくようになったということについて、どうもこういった災害時のときの町内会と、いわゆる部会と蟹江町との連帯感がちょっとそういうことがなくなって希薄になったのではないかというようなことを思うわけでありましてけれども、そういったことで考えますと、何か支障が起きるようなことはないのか。何か問題点がないのか、お尋ねをいたします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、ご質問にお答えをいたします。

お話がございました議会だよりとか広報等につきまして、配布業務の委託化を町におきまして、数年前から慎重に検討いたしまして、本年の10月から業務委託化による運用を開始しております。配布業務の委託化は、各嘱託員初め、町内会の方々のご負担を軽減いたしまして、本来の業務により深くかかわっていただくことを町として所望するものでございます。

運用開始前に、多少の不安はございましたけれども、現在も町内会等に関係する事案がある場合、町から随時嘱託員に連絡し周知させていただき一方で、地元の事案については、逆に住民の方からのご相談事があった場合は、嘱託員の方から町へご連絡をいただいております。ある意味こういうところで従来どおりでございますので、特に地元からのそういったご意見もございませんので、連帯感につきましては変わらなく維持しているというように認識をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

町内会については、助かったなと、楽になったなという思いが多くて、嘱託員そのものから苦情の出してくるのは少ないかと思う。真剣にこういった非常時のときのことを思うと、そうでないと。やっぱり心配だというようなことを思ってみえる町内の方はおられると思うんです。そういったことについて、有事のときに町として困ることはないかと。今は町内としても仕事が少なくなったで楽だと、苦情はないかもわからんけれども、実際、町としては費用負担の問題とかいろいろあるかと思うけれども、そういったことも含めて、心配になられることがなければ、こんな結構なことはありませんけれども、課長、大丈夫か。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

いろいろ議員からご心配頂戴しましてありがとうございます。

こういった配布物の委託化というのは、各地方公共団体で非常に頭を悩ましておる問題でございます。蟹江町も、先ほども少しお話ししましたけれども、従来、町内会の役員様、特に高齢化のほうが進んでおりまして、非常にご負担がございました。そういったご負担を少しでも取り除いて、本来の行政と町とのパイプ役のお仕事のほうに専念いただきますように、そういう意味で、今回、業務委託化に踏み切ったものでございます。

踏み切って、10月から現在に至るわけでございますけれども、既にほかの県内の市町村のほうから多々お尋ね、お問い合わせが入っております。大丈夫かどうかというお尋ねもいただいております。非常にこれは市町村として関心が高いところでございます。

逆に、導入時、ほかの既に導入した自治体のほうに私どもで検証を、検討の期間の中で確認したところ、多少、今議員のご指摘のように、町内会の地元の住民の方のかかわり合いが少し薄くなるというところのお声は実は聞いております。そういうことも先進、先に入れた自治体ではそういうように起こっておりますけれども、町もそういう現状を踏まえまして、議員からのご意見もしっかり受けとめまして、今後、希薄にならないような、何か工作ができるものであれば、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

本当に、町内会と町のつながりというのは、なかなかあるようでないんだよね。そういっ

た一番の仕事がなくなったということでもありますので、そういったこと以外に何か特別なパイプをつくっていただいて、いろいろコミュニケーションを幅広くとっていただけるようお願いを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問6番 水野智見君の「蟹江町の農業政策について問う」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「蟹江町の農業政策について」と題し、質問いたします。

町長におかれましては、最後のほうで総括的な形で質問をお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

近年、農村部の高齢化や人口減少などによる営農現場の課題に対する解決策として、近年、マスコミなどでも注目を集めています人工知能といった先端技術の活用を図るスマート農業などがあります。蟹江町の営農に活用するのはまだ少し時間的に早いと考えますので、そこで、現在、国の進めている事業の中で、地域内の分散し、複雑に入り組んだ農地の利用を整理するため、県から指定を受けた農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるようにして貸し付ける「農地中間管理事業」、また農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動、例えば農業者のみで構成された活動組織が行う農地のり面の草刈り、農道、用水路の軽微な補修に対して支援する「農業、農村多面的機能支払事業」の2点について、蟹江町においては農政系のほうは土地改良区の事務を担当してみえますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

まず、1問目を農地中間管理事業について、6点ほどお尋ねしたいと思いますのでお願いします。

そのうちの1問目、蟹江町の農家も高齢で、農作業が困難、農地を相続したけれども、農業はできない、また、やったことがない、また、自分のところの農地がどこにあるのかわからないといった農家が近年ふえてまいりました。将来の農業関係者が目指すべき姿も描く必要があるとも思い考えますが、町の考え方についてお尋ねします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町は、都市近郊地域に位置して急速に都市化が進んだ都市近郊型農業でございます。農地面積につきましては、平成17年の農業センサスにおいて239ヘクタールでしたが、

現在では216ヘクタールに減少しております。耕作につきましては、大半がオペレーターの方に委託をされている状況でございます。

今後、議員も言われますように農業従事者の高齢化が進み農作業ができない、後継者がいない、農地を相続したが農業ができないといった問題が生じてきております。

そういった中で、優良農地の保全と基盤整備を推進し、農地の集約、集積を図り、農地管理を行い、耕作放棄地とならないよう、また、優良農地の工作が続けられるよう担い手や新たな農業経営を育てていく必要があると考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。

それでは、今後順次、蟹江町の政策について、細かいところでお尋ねしたいと思います。

まず、今、ラインに上げておりますが、蟹江町の農地中間管理事業については、現在、また今後どのような活用をされていますか。それについてお尋ねします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

現在、蟹江町におきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業において、集約、集積化を進めているところでございます。

利用権設定された市街化調整区域農地につきましては、19.7ヘクタールの農地が集約されております。この4年間で17.8ヘクタールの農地が集約されております。

農地中間管理事業の活用でございますが、この事業も農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構が農地の集約、集積を推進する事業でございます。この事業につきましては、農地中間管理機構、愛知県、市町村、農業委員会、JAなどが連携をして事業の推進を図るものでございます。

当町における農地中間管理事業の取り組みでございますが、第1種農地南地区の農地所有者の方から農地中間管理事業の要望がございましたので、当地区の農地所有者の方に事業の説明会を開催しましたところでございます。年明けにも説明会を予定しております。今後農地所有者の方が農地中間管理事業の同意をされれば、南地区において農地中間管理事業のモデル地区として来年度以降事業を展開していきたいという考えでおります。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうしますと、今後南地区のほうで中間管理機構の事業が所有者の同意を得れば始まっていくということよろしいですか。

そうすると、あとそれ以外のところでも、この農地中間管理というのは、この後にもちょっと質問しますので重複するかもしれませんが、今、私が関係している名古屋市のほうで港区のほうでは中間管理事業は各改良区によって始まっているんですが、なかなかまとまりが

難しいところもあるんですが、蟹江町としてはその南地区のを参考にしながら、今後もふやしていきたいとか、とりあえず、まずそこでどういう形の様子を見るとかということも含めて、どう考えてみえるのかももう一度お願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

先ほども少し触れさせていただきましたが、まずは、南地区においてのモデル地区としまして事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。

それで、先ほどの答弁の中にもありましたが、いずれにせよ中間事業に関しては、名古屋市の場合はJAが中心になって、JAのほうが機構として対応して担い手を募集して対応するという形なんですけど、蟹江町の場合は、中間管理機構と担い手の辺のほうの関係はJAも関係してやろうとしてみえるのかも含めてどう考えてみえますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、JAとの連携でございますが、農地中間管理事業におきまして、当地区において、JAは相談窓口としての連携は不可欠というふうに考えております。農地中間管理事業においての説明会や打ち合わせにもJA担当者の方へ出席をいただいております。また、JA主催の生産班長会議の場でも農地中間管理事業の説明等を行っていただいております。

農地中間管理事業におきまして、JAには農地中間管理事業コーディネーターとしての役割もございますので、今後ともコーディネーターと連携を図りながら、農業行政推進のためJAと連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、JAには相談に乗ってもらったり、中に入って対応とかそういうことをしてもらおうということだと思うんですけども、中間管理機構というのはつくらないという、どういう形になるんですかね。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

農地中間管理機構というのがやはり大もとというのか、農地中間管理機構が農地を農家の方から一旦農地を借り受けて、それをオペレーターの方に貸し付けるという役割もありますので、そういった貸し手、受け手のコーディネートするのが市町村であり、JAの農地中間管理事業のコーディネーターとしての役割もありますので、関係機関、愛知県、農業委員会とか機構とあわせて連携をして事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

私は名古屋市のほうで説明を受けたときは、愛知県のほうから農地中間管理機構というのを指定受けて、その指定を受けたところが貸し手に募集をかけて、借り手に対して耕作をしてもらおうとか、対応してもらおうということで、特に南陽の場合は基本的に稲作に限定されているんですけども、そういう形なんですけれども、そうすると農地中間管理機構は行政とJAがタイアップしてやるということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

タイアップというのか、連携を図って行っていくということになるかとは思いますが。

ただ、農地中間管理機構への農地の貸し付け、それからまたオペレーターへの貸し付けについての事務作業については、今後とも愛知県、農地中間管理機構と連携をとって事業を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、農地の方の同意を得られた場合においてのということになりますけれども、手続については、来年度間に合うように手続を進めていきたいというふうに考えております。

○5番 水野智見君

あまりよくわからないんですけども、要は、農地中間管理機構が農地を自分たちが地主さんから借り受けて、耕作をするというオペレーターそういう人たちに、割り当てを決めて貸し出すんですけども、名古屋市港区の場合だと、例えばですけどきょうは土地改良区の場合をやっているんですけども、全部が中間管理機構に出しているわけではなくて、中間管理機構に出している地域が、今図面でいうと色塗りしてその色塗りの中のAは誰々さん、Bは誰々さん、Cは誰々さんとそういう仕分けをその中間管理機構がやっているんですけども、その農地中間管理機構自体そのことはJAが担当して事務局としてやっているんですけども、行政とJAとで云々というのは、ちょっとよくわからないんですけども、まだその辺はきちんと煮詰められていないんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、JAとの役割分担、各それぞれの機関との役割分担というのは、まずは申し込み等に関しましては、蟹江町の農業委員会のほうに提出をしていただいて、この農地を貸し付けますよという書類をまず出していただきます。その後、中間管理機構に提出をして、農地中間管理機構において借り受けの手続をとっていくこととなります。その借り受けた農地を今度、どなたが担い手として引き受けていただけるかという公募の手続に入るかと思えます。

ただ、当地区におきましては少数の方が担い手ということで登録をされておりますので、公募ということの手続にはならないかと思っております。

そういった中で、農協だとかJAだとか町において、これから地権者の方、担い手のオペレーターの方、皆さんと話し合っただけで集積に向けて事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

まだこれから検討しながら進めていくという考えでいいですね。はい、わかりました。

じゃ、そういうことも含めて、そうすると今現在中間管理機構が名古屋市のほうは各改良区4土地改良区ぐらいが始めていると思うんですけども、あと愛西市なんかも取り組んでみえるようなことも聞きましたが、そういうところからの情報交換とかそういうことはしてみえますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

近隣市町村との情報交換でございますが、愛知県農地集積集約化海部地域推進会議（年3回）、それから農地等問題研究会（年1回）により、海部管内の市町村との情報交換を行っております。

また、必要に応じて、各農業委員会担当とも電話連絡をとったりして情報交換を行っております。

また、農地中間管理事業の推進に向けた研修会において、愛知県、岐阜県、三重県など先進事例についての情報もいただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

いろいろなところからの問題点とか、メリット、デメリットとかいろいろあると思うので、実際内容のほうでもお聞きしているんですが、しっかり情報を入れてもらって、どういう形で取り組むかということは検討してもらいたいと思います。

そのときに、農地の集積とか集約ということが基本的には必要なんですが、農地の集積、集約というのは内容のほうでもあまりできていなくて、ただ私が関係している土地改良区は、基本的に全地域を中間管理機構でやろうというそういう前提で、集約とか集積という作業は基本的にはやっていないんですけども、そういうところは結構大変になってくると思うんですけども、これはまちづくりとかそういうことにも関係してくるんですが、基本的に農振区域なのかもしれませんけれども、例えば宝地区とかは、私ども関係の福島土地改良区と隣接しているところで、宝地区は将来今まちづくりのことで対応してみえますが、舟入のほうにも農振区域があるんですけども、基本的に農振区域のほうで中間管理機構とかそういうことをされる予定なのかもしれませんけれども、南のほうで今後進めていく中でうまくいった場合に、ここの地区でもやりたいとかそういう意見が出てきた場合に、どういう対応を、先ほど言った愛西市、名古屋市等で現在進めてみえるところで、情報等聞いてもらえば問題点等も対応してもらえるかと思うんですけども、そういったときの集約等の問題があると思うんですけども、集積、集約の場合、農業委員会のほうで交換とかそういう手続も必要な部分もあるかと思うんですけども、その辺はどのように考えてみえますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

農地の集積、集約についてでございますが、蟹江町におきましては、現在2人の個人オペレーター、1法人の方において農業基盤強化促進法に基づく利用権設定の促進事業において、集約、集積を進めているところでございます。

一番最初のところでもご答弁させていただきましたが、現在、集約された市街化調整区域におきまして19.7ヘクタールの農地が集約されております。この面積につきましては、現在、蟹江町における農地、市街化調整区域の約1割の農地が集積、集約された状況でございます。以上でございます。

○5番 水野智見君

いずれにせよ、この農地の維持管理に実際困ってみえる農家等も多くて、私のほうの場合は、個人で機械持ってみえる人に頼んで対応しているんですけども、今はそれがだんだん限界に近づいてきているんですけども、中に個人的に蟹江町舟入の住民なんですけれども、田んぼが福島地区とか蟹江町内じゃないところの田んぼもあって、そういうところの耕作も、中間管理機構とは違うんですけども、そんなようなものが対応できないかという相談等もあるんですけども、ぜひ、今後どういう形で進めるかということ、対応できないところもあるかもしれませんけれども、南の地区のほうで進めるに当たっては問題点も含めてしっかり対応をお願いしたいと思います。

その中で、中間管理機構に貸した場合に固定資産税の軽減措置があると思うんですが、それについて町としてはどのように対応されているのか、今の段階での見解をお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

農地中間管理機構への貸し付けた場合の固定資産税の軽減措置でございますが、農業振興地域内に所有する全農地10アール未満の自己耕作地を除く農地を新たに組みとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた農地所有者に対して軽減措置がされます。

貸付期間といたしましては、15年以上の期間貸し付けた場合については5年間、10年以上15年未満で貸し付けた場合については3年間の固定資産税が2分の1に軽減されます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

それと、もう一つお聞きしたいのは、名古屋市の場合は農振区域というふうに先ほど言ったみたいに限定されたんですけども、蟹江町の場合は、例えば農地中間管理機構に関しては、今後進めていく段階だからまだ決めてないかもしれないんですけども、普通のいわゆる農振区域の青地じゃなくて白地も含めて地権者のほうでそういった意見がまとまればやってもいいだとか、それとか、所有者が蟹江町の住民であれば他町村でも可能なのかということで、その辺のことは通告にはないんですけども、考えてみえることはありますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今進めておる鍋蓋地区については、第一種農地ということで農地の開発等が極力制限され

ている地域でございます。議員が言われますように白地地区、調整区域の農地につきましてはやはり制限があるというものの、分家住宅だとかいろいろな蟹江町におきましてはやはり都市近郊型農業、農地に位置しますので、開発がされる見込みがございますので、現時点におきましては青地のところの緑地区において、モデル地区として農地中間管理機構の貸し付け業務について進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

わかりました。

また、先ほど言いましたように、舟入地区のほうで個別の意見が出るかもわかりませんが、また出たときには相談したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

続きまして、大きく2つ目の「農業、農村多面的機能支払事業」のほうについて伺いたいと思ひます。

近年の農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴い、集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の活気に支障が生じつつあり、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道などの地域支援保全の管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されており、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を維持し、農業、農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持、発揮されるとともに、担い手農家の農地集積という構造改革を後押しするものとして、いわゆる多面的事業というのが進められています。

この中で、私は、28年とことしに関して、全国農村振興技術連盟が主催します研修に参加させてもらいまして、ちょっとびっくりしたことがあったのは、実は多くの参加者は土地改良区の役員とか事務方の人たちなんですけれども、30年の年の資料を忘れてきたんですけども、28年のときには、恵那市の農山村保全係の総括主査の方が参加されておりました。それと、沖縄県の金武町というところの農林水産土木係の係長と主事の方が、沖縄からわざわざ名古屋のほうまで来てみえて、研修に参加されておりました。

この研修は、各地区で九州、中国、四国、近畿とかそういう形で研修がされているんですけども、この沖縄の方のたまたま1人の方が一緒のグループだったんですけども、九州のところのときにちょっと事情があつて参加できなかつて名古屋のほうに参加されたということで、自治体の職員の方も参加されているものですから、今後、機会があれば蟹江町の担当の方も参加されればどうかなというふうに思ひます。

ことしの参加の時には、鈴鹿市の職員の方で、女性の方だったんですけども、市の職員になって初めて農政の担当になって、農業のの字も何もわからないということで、じゃ、勉強してこいということで上司に言われてこの研修に参加されたということです。先ほど言ったみたいに、また機会があれば町のほうも先ほど言った中間管理機構とは違ひますけれど

も、多面的事業といって国の政策の一つですので、どのように他の市町村は対応してみえるかということの勉強にもなると思いますので、機会があれば参加されるとどうかなというふうに思います。

そこで、この件に関しては3つほど伺いたいと思います。

まず1問目として、町としてはこの農業、農村多面的機能支払事業についての活用について、現在と今後についての考えも含めてお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、多面的機能支払事業につきましては、議員が言われますとおり、地域の農地、農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域共同による農地、農業用水等の資源と環境の保全活動及び農業用水路等の施設の長寿命化のための活動、地域ぐるみで行う草刈りや泥上げ等の共同活動を支援する事業でございます。

蟹江町では、農業振興地農用地である南地区におきまして、平成23年度から鍋蓋水土里環境保全会といたしまして、田んぼ23ヘクタール、畑2ヘクタールの計25ヘクタールの面積を対象として農地維持（農道の草刈り、水路等の泥上げなど）、地域資源の質的向上を図る共同活動や農道、水路等の軽微な補修を行い、農業用施設の長寿命化を図る活動を行っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

多面的事業については、もう今結構随分前から対応してみえるなということで、私どもは26年から始めたばかりなんですけれども、最初のころは事業をやるに当たっては、条件がいろいろ厳しくて、農道の改修とか水路の改修なんかも、組合員というか農家自身がやらなければいけないということだったので、最初は理事長を通じて断ったんですけれども、そんなことはできないということで。ただ、実は東海農政局のほうからみえまして、東海農政局のほうの課長とか係長の方がみえて、何とか進めてもらいたいという中で、規制が軽くなって、軽微な事業とはいえ農家の人じゃなくても、いわゆる土建業者の方とかそういう方に頼んでもその辺のことは大丈夫だということで、私たちが対応しているのは基本的には草刈り等なんですけど、それ以外にも他のこともあとのほうでまた質問いたしますけれども、結構有効に利用できる部分があるもんですから、今は利用させてもらっています。

蟹江町のほうでも、また今後お金を使っていないところもあるみたいなんですけれども、可能性あるところがあれば、これは農振区域に限られていますので、そういったところの維持をしなければいけないようなところに関しては、できる限り農業者の負担を減らすという意味で対応してもらおうといいかと思えます。

次に2番目として、多面的事業では担い手に集中する農道の路面維持、用水路の軽微な改修には、先ほど言いましたように「農地維持支払交付金」として受けられますが、蟹江町と

して、今後先ほどの説明もありましたが、重なる部分はありますが、こういった維持管理には、今現在予算項目についてはどのようなところから対応されていますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

農道、用水路、排水機の維持管理につきましては、蟹江町土地改良区が行っており、農道と用水路についての維持管理費は蟹江町土地改良区一般会計予算、排水機についての維持管理費は蟹江町土地改良区排水機会計において計上をさせております。

町からの農業予算といたしましては、国や県の交付を受ける補助事業に対しまして、蟹江町排水機設置事業及び維持管理補助金交付要綱、また、蟹江町土地改良区補助事業補助金交付要綱等に基づきまして、農業排水機設置事業及び維持管理に要する経費について地元土地改良区の負担分の一部を補助金として交付を補助させていただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、先ほど言いましたけれども、軽微な農道とか用水路の整備に関してもそういった交付金とか含めた町のほうの予算のほうで、多面的事業のほうから使っているわけじゃないということですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

今申しましたのは、多面的事業以外での農道、用水路、排水機等の補助事業でございます。多面的事業につきましても、多面的支払事業の予算として町からも補助のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうすると、多面的事業を受けているところに関しては、それを活用して対応している、それ以外のところに関してとは別々な対応をしているということでもいいですね。

というのは、よく私も議員になる前にも聞いたことがあるんですけども、土木、農政に関する予算は年々減額されているという、いろいろな意味でということも聞いているんですけども、実はことし結構強い台風が来て、カーブミラーが損傷して改修が必要になったんですけども、お願いしたところ、予算の関係で、補正予算が終わった後の来年じゃないとできないというようなことも受けまして、緊急に応急処置はしてもらったんですけども、実はこの多面的事業の中で、以前はだめだったみたいなんですけれども、先ほど言いました農政局のほうの課長さん、係長さんたちの懇親があったときにお聞きしたときに、カーブミラーの農道に関して必要なところであれば、カーブミラーも多面的事業で使ってもいいということも言われたものですから、今年度から対応することにもなったんですけども、そういったことで、土木農政のほうの予算が減額もされている、今後ふやしてほしいなということも気持ちもあるんですけども、予算関連ということもあるんですけども、総務部長、お考

えでいいんですけれども、来年度の予算に向けて、今回のような臨時的なことも来年またある可能性もあると思うんですけれども、その辺も含めてどのように考えてみえますか。何か考えがあればお願いします。

○総務部長 岡村智彦君

予算の関係につきましては、それぞれいろいろな場面で計画的に行っております。まず、3カ年の事業計画に沿って行いますし、また、今度は総合計画のほうの見直しもありますので、そういうところの基礎的なところにも、いろいろとこれからの蟹江町のところを盛り込んでいくというところがありますので、そういう部分について、計画的に行っていきたいと、今、議員がおっしゃいましたような多面的機能の支払事業の関係のところにも該当するようであれば、そちらの部分のところでも該当する部分もまた計画に上げていただければ、そのような予算の配分ということで、また一度検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○5番 水野智見君

ぜひ、もちろんほかの予算もいっぱいありますので、できる範囲内で構わないと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3番目のほうで、町内の水田なんですけれども、基本的には稲作で活用されていると思いますが、稲作以外の活用についてはどのようなことを考えてみえますかということでお尋ねしたいんですが、実は、先ほど言いました中川区の福島地区でつい最近なんですけれども、水耕栽培をやりたいということでお話がありまして、今、名古屋市の農業委員会とかその他のところで調査等も対応してもらっていますが、蟹江町としては、何かそういう農業委員会とか土地改良区のほうで意見が上がったりとか、今までに何かそういったことはあるでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

水田と稲作以外の活用について、お答えをさせていただきます。

本町の水稲の稲作以外での農業経営といたしまして、施設園芸による花卉栽培や町特産物であるイチジク栽培、養鶏、養豚といった畜産、畑でとれた新鮮な野菜販売の朝市部会などが一堂に会して、蟹江町農業改良推進会という会を設立いたしまして、ブランドの確立に向けて日々研さんをしていただいております。

しかしながら、農業従事者の高齢化が急速に進んでおりますので、現在の部会も維持できるように後継者の育成に努めていきたいというふうに考えております。また、その方法といたしまして、新規就農を進めるためには、若者の就農意欲を喚起する取り組みや相談体制の整備など、国が進めている多種多様な推進事業について、愛知県が実施する会議等に参加をして研さんを努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

先ほど言った水耕栽培は、たまたまNPO法人なんですけれども、今、大口町のほうで実際対応してみえるらしいんですけれども、農地をふやしたいということで、今、大治から八田のあたりでも対応してみえるみたいなんですけれども、やっぱり地域柄、ある程度まとまった地域が買いたいということで、今、福島のほうでは、一応、8反ほど話を進めさせてもらっています。

そういうことで、今後、農地に関しては、農振区域はある程度まとまったところだと思いますけれども、調整白地区域に関して、先ほど来、別の議員も含めて私も前にも質問したことがあるんですけれども、宝地区とか調整白地のところに関しては、いろいろな転用関係も含めてまちづくりを対応しているところもありますので、そういったところは、しっかり周囲の住宅のことも含めて整備のほうを、農振区域とは別の形で農業のほうも対応してしてもらいたいなどは思っています。

農振区域の中でも、農振区域を持っていて維持ができなくてどうしようもないという方がたくさんみえますので、こういった農地中間管理機構とか多面的事業を活用していく中で、町のほうが土地改良区の事務局に対応してみえますので、いろいろな資料等も先ほど言いました研修等も含めて、しっかり情報も集めていただきたいと思います。

1つ通告にはなかったんですけれども、たまたま今回の資料をつくっていたときに、国土交通省の水資源部というところが、「水の里応援プロジェクト」という形で水の特産品の掲載をするコーナーを始めてみえるそうです。ただ、条件としては、河川の上流部分とかというのが書いてあるものですから、蟹江町は上流ではなく逆に下流ですので該当しないのかもしれませんが、川に関する原材料とか食料品、飲料とか書いてありますので、活用できないかもしれませんが調べてもらえたなら、町長も議会の中でも今まで言われていますけれども、ふるさと納税の関係で、蟹江町は水に関係するものとしては酒会社が2社ありますし、そういったところで情報もふるさと納税のホームページばかりでなくて、国交省なんかこういう形で対応している部分があれば、こういうものを活用してもらいたいと思うんですけれども、もしこれ知ってみえればその範囲内でお答えいただければいいんですけれども。お願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

水の里の特産品ということでございますが、こちらについても議員が言われますように水の里ということでありますので、ダム周辺だとか川の上流域あるいは水源地といった町、村のPRあるいは国交省の登録をして特産品の販売を行うという事業かと思えます。その事業におきまして、愛知県下におきましては、豊根村の「深山のしずく」という天竜川を水源地とした水の販売というのか商品開発がされておるといふふうになっております。

今後、こういった「水の里応援プロジェクト」に該当するかどうかは別といたしまして、

こういった応援プロジェクトに参考にしながら、蟹江町における特産品という商品開発の研究というのか情報収集をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

これは、多面的支払機能の研修に行ったときの資料の中に入っていたんですけども、多分、当時もう関係ないなと思ってあまり見なかって、今回まで気づかなかったんですけども、横江町長いろいろなときで気づかれるとすぐに東京のほうに行って、補助金をもらえる枠に該当しないかどうかとか、そういう対応も瞬時に対応されて、結構説得してもらってみえることが多いかと思うんですけども、今のことも含めて町長に総括的にご意見あればお願いしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

今の水の里特産品の件については、僕もあまりちょっとわからなかったんですけども、お昼のお休みのときにちょっと読んでみました。ふるさと納税等々のいろいろな問題もありますし、もしもそれが活用できれば、そんなメニューがあれば、例えばそのことに関してこの辺の下流域であるのか中流域になるのか、ちょっと僕もよくわかりませんが、それに当てはまるようなメニューがあれば食欲にまた調査をしていきたい段に考えてございます。

先ほど来、ずっと農地中間管理機構の問題だとか、いろいろご指摘をいただいたし、実際も農地、白地も青地もそうでありますけれども、まだまだ活用できる部分がたくさんあるということも水野議員から日ごろご指摘をいただいているわけであります。

ただ、ご存じのように、うちは条件設定等々のやり方で、今、農振地域も含めた農地の利活用を進めております。ある意味、今回初めて中間管理機構を使ってという一部の場所が生まれましたので、それも含めてでありますけれども、農地の利活用について、これからいろいろ隣の名古屋市の協和のほうともしっかりお話をしながらやれる範囲でまたやっていければなとこんなことを思っています。

いずれにいたしましても、水という1つのキーワードがありますので、できれば何かひっかかるようなことがあればいきたいというふうに思っております。また、いろいろご指示、それからご意見いただければありがたいと思っております。

以上です。

○5番 水野智見君

今後ともこういった情報もいろいろな形であるかと思っておりますので、ぜひ気をつけていただいて、活用できるものはどんどん活用していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長 奥田信宏君

それでは、以上で水野智見君の質問を終わります。

暫時休憩をします。再開をしますのは15時45分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

(午後 3 時19分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時45分)

○議長 奥田信宏君

質問 7 番 戸谷裕治君の「人口減少時代の町づくりを問う」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きをください。

○6 番 戸谷裕治君

6 番 戸谷裕治君でございます。

議長の許可を得ましたので、「人口減少時代の町づくりを問う」という通告書に準じて質問させていただきます。

まず、当町の12月 1 日現在の人口は 3 万7, 673 人、その内訳として、外国人の皆様の人数は 1, 440 名、世帯数として 1, 085 世帯となっております。しかし、27 年度をピークに 27 年度は実質、日本人人口は 3 万6, 747 人、現在の人口は 3 万6, 233 人と減少傾向にあります。もっと衝撃を受けたのは、小学校の児童数の予想推移であります。行政の皆様は既に把握されていると思いますが、まずここで児童数を改めて述べさせていただきます。平成 30 年度、それから平成 36 年度ですね、次に述べるやつが、まず平成 30 年度、蟹江小学校現在 705 名、36 年度これは推計ですけれども 595 名、マイナス 110 名、舟入小学校、現在 80 名、平成 36 年度 58 名、マイナス 22 名、須西小学校 338 名、36 年度には 401 名、プラス 63 名、新蟹江小学校 307 名、36 年度 259 名、マイナス 48 名、学戸小学校 526 名、36 年度 503 名、マイナス 23 名の推移の予想をされております。

このことから見えてくるのは、旧市街地、蟹江小学校、舟入小学校、新蟹江小学校は 15% から 27% の減、比較的新しい学戸小学校も 4% の減、辛うじて新市街地を形成された地域を学区にもつ須西小学校、これがプラス 18% の伸びとなっております。

このことからわかるように、旧市街地における人口減がこれからの 5、6 年で如実にあらわれてくると思います。そこで、人口減の抑制のために旧市街地では何ができるのか。私の考えは、この町の利便性を考慮したまちづくりがまだまだ可能であると思っております。例えば、JR 蟹江駅南東側または近鉄蟹江駅南の調整地区の開発等ができないのか。

そこで、質問いたします。1 問目です。これは初歩的な質問をさせていただきますけれども、地域開発というのは、最初に発案していくのはどなたで、どういう具合に発案していくんだろう、これ少しお聞かせ願いますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にございました、地域づくりの発案についてご説明させていただきます。

まずは、蟹江町におきましては、都市計画の基本の方針としまして、都市計画法第18条の2に基づきまして、蟹江町都市計画マスタープランを策定してございます。このマスタープランには、地方都市のまちづくりに関する基本構想を位置づけております。ただ、このマスタープランではあくまでも基本構想でありますので、どの地区をどのように整備するとか、そのような具体的な計画までは定めるものではございません。具体的な計画の立案となれば、地元なのか町なのかということになりますが、特にそのどちらが負担する決まりもございません。

ただ、円滑に計画を推進していくためには、地元としての発案していただくことでまちづくりの気運を高めてもらいまして、地域の合意形成を図ることは必要不可欠であると考えております。その後は町としましても、地元と一緒にあってマスタープランの整合を図りながら地区にとって最良なまちづくりの手法について検討していくこととなります。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

先ほど、午前中、佐藤茂議員の質問の中で次長がお答えになったのは、「都市計画マスタープランにより、南の方の開発が」というお話が出ましたよね。そのときに近鉄南、そしてJR東南側、そこのほうを全部調べられて。だけど、あそこだという決定されたという話は出ておりましたよね、朝のうち。いや、その決定内容、本当にあそこが一番という理由をちょっと教えて。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今のマスタープランには、その3地区はまちづくり検討地区として位置付けはしてございます。当時、平成23年1月に都市マスを発表しまして、その後、24年に各地区にアンケートを確かとってございます。その中にまちづくりについてということで、一番そのアンケートの中で数字が高かったのはその富吉南地区、取り組みということが地元の意向もございましたし、それと同時に蟹江高の跡地問題というものもございました。その蟹江高の跡地をどういうふうに関後検討していくかということもございまして、その辺を総合的に勘案した結果、町として優先的に取り組む地区として今、富吉地区から優先的に取り組んでいるような状況でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

そういうことで、優先順位を決められたということですね。後ほど、そのことをまたお伺いいたしますけれど、なぜ、このようなことをお伺いしたかといいますのは、旧市街地の活

性化のためにも新しい住居地域が必要である、この町の特性である公共交通機関を生かしたまちづくりを考えるべきであると思っております。

そして、良い例がありますよね。JR蟹江駅北側の新市街地ができたことにより、その周辺、藤丸団地等々が活性化いたしております。都市の形成と申しますのは、やはり循環型にしないとだめだと思っておりますので、市内と町というものは生き物ですから、どんどん比例していきますね、旧市街地というのは。新しいところをつくると、つくってまた旧市街地の再開発に入ると順繰りやっていかないと、旧市街地だけ残っていきますと、どうしても疲弊していく。そして、この蟹江町というのは利便性で考えましても、土地の価格で考えましても、今、現在の成長しています長久手市、この辺の住居地域の坪単価が45万円から55万円くらいですね。当町では住居地域は30万円から40万円ですよ。やはり1.5倍から2倍近くの差があるということです。

そして、利便性を考えますと、駅近ということで開発すべき地域が僕はやはり近鉄南ではなかったかなと思っております。川の幅を考えましても、2、30メートルの福田川、あれを渡りますと名古屋市ですよ、もう。そういう、やはり結節点とかそういうことを考えますと、やはりあそこかなと思っております。

まず、別の分野でちょっとお話を聞かせていただきたいんですけども、開発に関連いたしまして、道路について伺いたします。

蟹江町総合交通戦略に対して予算づけがされました。国、県、鉄道事業者、有識者を交えた今までの当町における交通戦略会議としては、類をみない会議であると聞き及んでおります。少子化、超高齢化社会に対応した、また、名古屋都心へ鉄道で10分と良好なアクセス等を考えた交通体系を検討されるとのことでございます。

そこで、少し9月の全協で出ましたんですけど、全協で聞きましたのは、少し僕も勘違いしてとっておったんですけど、再度説明していただけますか。その交通戦略会議につきまして。よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、9月の全協でご説明をさせていただきました、蟹江町の総合交通戦略についてご説明をさせていただきます。

まず、その目的としましては、進展します、少子・超高齢化社会への対応や交通に起因する環境負荷の低減等のために、過度に自家用車の利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通などを連携した適切な役割分担のもと、望ましい都市、地域像の実現を図る観点から交通事業者やまちづくりの事業が連携した、総合的かつ戦略的な交通施策を推進するものとなっております。

この計画に基づきまして、会議を設置してございますが、その後、会議のメンバーとしても国交省からあと近鉄、JR等鉄道事業者計14名の方とあと地整や県の都市アクの方を

2名、オブザーバーとして構成をされておまして、今後の町の交通戦略について検討をするような内容となっております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

大変、これを検討されることによって、また策定されることにより、国庫の補助の拡大とか図れるという内容でございましたよね、確か。そして、それをつくることによって、やはり新本町線とかの開通にやりますというお返事をいただきましたよね。協議会のときに。それは町長も申されたと思うんですよ、そのときには。

ですから、頑張って早目に協議会は立ち上がったみたいですから、1回目の会議も終わられまして、どんどん進んでいくと思います。これはどんどん進めていただきたいなと思います。大変よいことだと思っております。

その中で、少し質問をさせていただきます。当然、公共交通機関JR蟹江駅、近鉄駅のアクセスは重要だと思います。現在の両駅への交通はどのようにこれからされていくのか、少しだけ今、現在でお考えのことで結構です。アクセスですね。近鉄南のアクセスとか、JRの駅前のほうは後ほど2問目で少しお聞きします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

駅へのアクセスということになりますと、やはり今はかなり車に頼っているような状況でございますので、やはり、今後の課題としましては車社会から脱することもありまして、できれば、歩行者もしくはバスなどを使ってアクセスできるような政策が考えられればいかなど今、考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

以前の全協にも出たんですけど、キスアンドライド、これは送り迎えのことですよ。利便性を向上させるということで。車で送ってきてちゅっとしてすぐ電車に乗れる、そういうまちづくりに入っていきたいというような指針も入っておりましたよね、確か。

それでですけど、次、2問目でね、ちょっとお伺いしたいのは。新本町線が開通するまでのJR駅南、これから橋上駅、今やっておられます。駅南の広場というのは動線はどのように考えておられるのか。新本町線は私はもう開通というのは既成の事実だと思っておりますので、それまでの間、どういう具合に乗り入れとかされるのか。今、現在見ますと、すごく混んでおりますよね。ですから、そこら辺を少しお聞かせ願えますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今、ご質問にございました新本町線ですが、現在は南駅前線としまして名称を今、変更してございます。その道路に対しての整備までの当面の動線ということで、ご質問をいただき

ましたが、整備が完了するまでは、当面の間は現在と同様な南北を横断してございます、町道国鉄駅前線及び町道本町通り線を利用することとなると思われま。

ただ、今回、自由通路新設及び橋上駅舎化事業によりまして、現在、南側にあるJR用地の駐車場の部分、あそこの用地を取得することになる、取得することとなります。そうすれば、広大な空地が利用できますので、例えば、東側から来られた方が狭い西側に抜けるのではなく、例えば、そのままループで周って帰るような、そういうようなことについても検討するなど、駅利用者が安全に利用できる方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、おっしゃったとおりなんですけれど、ただ、あの西のほうからみえる方、あちらのほうからはやはり動線が今度、東へと遠回りになっちゃうということだね、今のお話では。ですけれど、そういうことも一時的には考えないとだめかなというようなことが起こりますよね。駅前広場で動線をつくるということは、そういうことになると思うんですよ。ですから、東側の道路、あれがいかにも歩道もないし、どうなっていくのかな、そこら辺の心配もいたしております。

それは新本町、南本……何ですか。そこは開通するまでということですが、それには年数もかかりますよね、これから考えても。その間の利用者の利便性、そして、さっきおっしゃった、歩いてとか自転車で通われる方の動線、その確保が今、考えていただかないと思っております。その辺も少し、頭の中にあることをちょっとお話し願えませんか。あの辺の歩道とかどうされていくのかなと、東側の道路。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

当面の考えとしましては、最終的には南駅前線の整備ということで、これを特に暫定的に整備をするわけなく、完成形に向けて取り組んでいこうと今、考えでございます。東側の町道に関しては、なるべく安全性を保つためにグリーンベルトを設けるなど、その辺の対策については、今後検討はしていこうかと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今、おっしゃったグリーンベルトを設けるのは大変よいことなんですけれど、幅が狭くなりますよね。そこら辺を少し考えていただいて、安全対策だけはとっていただくようによろしく願いいたします。

なぜ、この質問をいたしましたかと、新本町線というところと一般の方にはわかりやすいもので、こういう言葉でしゃべっておきますけれど、開通は駅前及び南側の再開発には必要不可欠ですよ。これからは南の開発をしていくには、駅前を開発するには、やはりあれが必要だと思っております。

そして、消防署から南側の今現在でき上がっている新本町線をごらんになっていただくとわかるんですけど、新しい家、マンション等が建ってきております。だんだんきれいになってきております。そうしますと、旧本町通りのほうの城之町というところ、あそこで新築の家が建ちました。今、6戸くらい建って、7戸か、建っていますね。ほとんど完売になります。利便性がいいから、そして周辺環境がよくなってきたら、そういうぐあいに古いところも新しくやっぺいこうかなという気になるんだろうな、これが人間の心理だろうなと思っております。

ですから、どんどんやはり、旧の町も開発するには新しい部分が必要だな、そしてきれいに動線とかつくっていくことは、これから必要不可欠だなこの町には、と思っております。

そして、新しい地区が形成されますと、古い地区も本当に活性化する、これが如実にあらわれてきているんですよ。だから、頑張っぺやっぺいただきたいなと思っております。

次の質問に入ります。

私は、本町地区、宝地区は一体と考えております。本町地区はJR、近鉄両駅に挟まれた交通の便には最適な住居地域である、新本町線沿いには新しくマンションや家が建ってきました。しかし、人口減少は始まっています。地域の特性を生かしたまちづくりを考え、人口減少を対策するべきではないでしょうか。国は人口減少だから、新しい市街地を抑制するという方向に向いております。

しかし、別の部分で考えますと、公共交通機関を結節点とするコンパクトシティを目指しなさいと、こういうことも国のほうは言っております。そうしたら、蟹江町というのは近鉄南というのはまさにその部分には合致して、なぜこの地域を開発できないのかな、これは本当に一番大事な地域、この本町地区、舟入地区、この両旧市街地の間ですよ。これをやることによって、すごくこの宝地区の開発はやられると活性化がすごくされると思います。この地域をまた以前にも一般質問でさせていただいたように、名古屋市の再開発地域の港区南陽町、中川区の重要な結節点です。これを何とか住居地域にはできないでしょうか。

まず、この簡単な質問から住居地域にはできないだろうか、簡単に。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

まずは、現在の宝地区の部分について、住居地域にできないかということでお答えをさせていただきます。

現在のこの宝地区につきましては、都市計画上は市街化調整区域となっぺございまして、市街化が抑制されている区域でございまして。ただし、要件を満たす個別の開発行為等が許可されたものについては、分家住宅など無秩序に立地をしているような状況になっぺございまして。

ただ、建物が点在しているだけで、住居系の市街地として市街化に編入することは、国の指針や県の基準からも、現在でも不可能でございまして。

やはり今の基準からいきますと、土地区画整理事業のような健全で計画的な市街地整備の
確実性が必要、いわゆる担保ですね、そういうものが需要でございまして、そのようなもの
がおおむね決定すれば、市街化編入ということになるかと思われま。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

一番難しい地域ということですね。そうしますと。もったいない。蟹江町の、これから命
運をかけているような地域だと僕は思っております。

ですのに、両方の本町地区旧市街地、そして舟入旧市街地、これはどんどんまた疲弊して
いきますね。それを循環型にするためにも、そこが必要だと僕は思っております。そのため
にも、もう少し、国がだめだとか。

だけど、今回交通網で見ますと、半径300メートルというようなことが、公共交通機関の、
そんな話が出てきていましたよね。南のほうなんか半径300メートルというと、特に市街化
調整区域に入っちゃうよね。

その辺も、やっぱりこれから交通網をやられることによって、もう一度新しいまちづくり
の視点も入れていただいて、どんどん考えていっていただきたいなと思っております。これ
は要望です。

そう簡単にはできることじゃないと思いますけれども、あそこはやらないと、蟹江町はも
っともっと疲弊していく。これはもう、僕はそう思っております。

そして、もう一点は、近鉄駅の橋上駅というのは、今現在、僕は難しいと思っております。
ですけれども、先ほど申し上げたように、結節点ですね、港区からと中川区の。あそこに何
とか駅地下でも結構ですから、車が入れる広場あたりでもできないかと。そういうのが1つ
できますと、滞留人口もふやせると思うんです。周辺の駐車場もまた活性化するだろうし。
今あそこに入ってきている、南区間に車を止められないもんで。だから、駅前広場とか考え
られないだろうか。

これは簡単な質問だから、できるかできないかはちょっと考えるでも結構ですから、はい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

駅の南の宝地区につきましては、現在まちづくり検討地区として地元の方といろいろなま
ちづくりについて勉強してございます。

その中でも、駅前広場という話も出てございますので、今後、本当に設置できるかどうか
わからないですが、都市計画として設置しようと思いますと、都市計画決定等の手続が必要
になってございますので、地元の方々が調整等につき、協力していただけるような状況にな
れば、そのような整備も可能かなと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

なぜこんなことを申しますかと言いますと、近鉄駅で名古屋駅に着きましたと。名古屋駅から、例えば、地下鉄に乗りましょうと、桜通線。その歩いた距離を考えますと、南にロータリーができて、地下を通過して、改札口北の。行く距離より短いと思うんですよね、僕は。桜通線まで歩くより。

そんな便利なところってことです。

20年後、30年後には、その地域がないと、もうどんどん寂れると思います。せっかくのポテンシャルを持っている我が町をいかに生かしていけるかは、この地域にかかっていると思っております、僕は。

次に、また、4番目の質問に入りますけれども、これは外国人の方について、少し質問をさせていただきます。外国人の受け入れについて質問をさせていただきます。

ここにも、当町の現状と、なぜ開発すべきかのよいヒントが見えてきます。

国は、入国管理法を改正し、外国人の入国を大幅に緩和いたします。

当町にも多くの外国人が居住されております。以前にも質問いたしましたが、外国人の方々へのアンケートを実施されるということですが、少し中身をお教え願えませんか。

○政策推進室長 黒川静一君

ご質問にお答えをさせていただきます。

戸谷議員からは、昨年の9月議会で、外国人の人口増加のご指摘があり、外国人の住民の方にアンケートを実施してみてもどうかとご質問をいただいております。第5次総合計画の策定段階において、外国人アンケートを実施することについて、前向きに検討をしていきたいというふうに答弁をさせていただきました。

ご指摘のとおり、外国人の住民は増加傾向にあり、改正の入管法の施行を見据えると、今後も増加傾向が続くことが予想されます。

第5次総合計画については、平成31年度と平成32年度の2カ年で本格的な策定作業を行います。

今年度は、その策定の計画づくりの住民アンケート調査を実施させていただきます。外国人アンケートの実施期間は、1月7日から1月21日まで。外国人の住民にアンケートを実施することは、今回初めてさせていただくということでございます。

また、内容については、外国人の方の仕事についてとか、子供さんについて、友達について、また、地域とのかかわりについて、そういった内容等で、今の外国人の方の悩みも含めて、そういったアンケートで把握することができればというふうに思っております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

平成26年度が、外国の方962名、10月末現在で。そして、30年度の10月現在で1,440名と。

約500の方がふえております。この方たちも、やっぱり蟹江町の住民として住民登録されております。そして当町の人口に含まれております。

1400人と申しますと、ざっとその方たちが一固まりになったときには、一つの自治会で考えますと、すごく大きな自治会ですよ。この人々をフォローするべき時代が目の前にやってきております。

今のところ、ボランティア団体が中心になってやっておられますけれども。

ここで入管法が改正されると、町のまた、地方行政のほうの負担が結構出てくると思うんですよ。

国からは、いろんなことが4月まで改正でいろいろ出てくると思います。その辺もお考えになっていると思いますんですけども、このフォローの仕方です。これを少し、一般だけに頼らずに、これからどういう具合にやっていきたいなと思っておられますか。いきいたいな、で結構です。

○政策推進室長 黒川静一君

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在ですけれども、蟹江町では、先ほど議員からもお話をいただきましたけれども、例えばですけれども、かにえ国際交流友の会と協力しながら、連携をしながら日本語教室のあっせんを行っております。

また、一般社団法人かにえ子ども日本語の会さんの力をおかりいたしまして、外国人児童生徒の学習支援事業、そして、小学校の入学前に学校生活になれるようにとプレスクール事業、そういった事業をこれまで実施してきております。

各種団体とは引き続き協力、連携を行っていきたいというふうに思っております。

また、先ほど吉田議員のご質問のときに、教育長からも答弁がありましたけれども、小・中学校では、ALTがスクールサポーターをして充実をさせていただきますして、子供たちの日本語教育指導に力を入れておるような状況でございます。

こうした中で、今回実施をさせていただきます外国人のアンケート調査、まずはその結果を有効活用して、外国人の住民のニーズや実態の把握をするとともに、地域との融和を図る多文化共生施策について町としての対応ということで立案をしていきたいというふうに、まずは考えております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

本当に対応していかないと大変な時代が来ると思いますので、この町というのは、これからますます外国人がふえていくと思います。その人たちを、やっぱり外国人と捉えずにやっていかないと仕方がないのかなと思っております。

ですから、うまく対応できるように、行政としてこれから大いにかかわっていかないといけない時代がやってくると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、ちょっと教育長にお伺いします。

少し気になっていることがあるんですけども、日本国籍であれば、子供は16歳未満であると、普通に考えますと義務教育中ですよ。ですけども、今現在、赤ん坊から何から入ってくると思うんですけども、60名近い16歳未満の外国人の方が見えるんですよ。今現在ですよ。その方たちの就学状況とか、保育園等々とか、どうなっているのかなというので。保育園のほうは別のほうに聞きたいんですけども。

教育のほうはどうなっておりますか。

○教育長 石垣武雄君

転入とか編入ということで、あると思うんですけども。

今、原則的な話をしますと、日本人と同じ、相当学年。ですから、例えばその子が10歳で日本にやってきたと。仮にします。そうすると、3年生か4年生ぐらいですね。そのところへ、基本的には、その学年に入ります。

しかし、その子が日本語があまりまだまだ十分じゃないとかいうようなことだと、弾力的運用といいまして、4年生なんですけど、ちょっと3年か2年生ぐらいにして。そして、子供たちを日本語ができるようにして、相当学年に戻す、戻すっていったらおかしいですが。そういうようなことを弾力的運用と。

基本的には、その年の学年に入れるんですけども、日本人ですと、ずばり3年生が転校してきて3年生には当然入りますけれども、そのあたりは保護者の方と学校と担任先生、特に学校と保護者が話し合っ、進めておるというところであります。

よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

住民登録されていても、なかなか学校へ通わずということができない人もいると思うんです。中には。ですから、その辺の把握もされてるということ、人数の把握とかも。

○教育長 石垣武雄君

そのあたりについての把握は、してございません。

ですけども、今、教育委員会に課せられているのは、町の中で、例えば、ある程度、あ、小学生だと思ふ年齢でぶらぶらしていれば、それは当然こちらのほうから働きかけていくということで義務はありますので、そういうあたりで、また教育委員会、そしてまた町民の方とかいろんなところの情報で、うちにずっとおるよとなれば、これは家庭訪問したりなんかして、就学の方へ保護者と話し合っていくということでやっております。

○6番 戸谷裕治君

ぜひ、登録された段階で、一応わかるように、住所とかそういうのわかるんですから、そして、そこでお調べ願いたいなと思います。

やっぱりどうしても働き手のようになっちゃうと、また心情的にかわいそうですから。それが家庭の事情かもしれないけれども。日本ではやっぱり義務教育期間ということで。なるべく、少しでも教育をしてあげるとというのが、これがこれからの時代かなと思っております。それが、日本国が外国人を受け入れるということになったら、そういうこともやっていかないといけない時代が来ると思うんです。

その辺、町長いかがですか、少しお聞きしたいんですけれども。

○町長 横江淳一君

今、担当部局、教育長からもいろいろありました。

外国人については、今、戸谷議員が言われたとおり、本当に年々実はふえてきてございます。今も、どうやって登録をするんだろうという感覚の中で、教育委員会に相談をいただければ当然我々はすぐに把握ができるわけでありますが、そうでない子供につきましては、先ほど言いましたようなプレスクールの方だとか、それからキーマンの方等々によって、情報をつかむことはできます。

当然、積極的にこれからつかんでいかなきゃいけないと思っていますので、蟹江町の住民として。例えば、親が住んでいただければ、当然住民税として税としてはね返ってきます。それだけ、社会保障制度も、彼らにはしっかりとこちらも与えなければいけないものですから、ある意味、全く日本人と一緒に生活をしっかり蟹江町でしていただければありがたいというふうに思っております。

しっかり把握しておきたいというふうに思っております。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

なぜこんな質問をいたしましたかと言いますと、これをすることによって、人口減ですね。なぜこの人たちがこの蟹江町にどんどんふえてくるかと。どんどんと言っても、群馬県の太田市とかとはちょっと違いますけれども。企業城下町とは少し違いますけれども。ですけれども、それにかかわる人材派遣業者とかはなぜ蟹江町を選ぶのかと。

これは利便性です。それと安さです。そして周辺都市の結節点です。蟹江町は。これは僕が先ほど申し上げた、外国人の方がふえるから、蟹江のほうも開発すると人がふえますよという、一つのヒントですね。こんな利便性のいいところで、安全だし、そして半分都会で半分田舎のような雰囲気があって、人に優しい町ということで、外国人の方も住みやすいんじゃないかなと。

我々の商店街もたくさんの外国人が通っていかれるけれども、別に何も問題を起こされる

わけではないし、こちらもにこにこ対応できるもので、いい町だなと思ってもらえる町だと思っております。

そういう方たちが、ここを、人材派遣の人たちは商売考えるんですけども、ただ、輸送でも、例えば高速道路を使わなくても近隣の工場地帯とかにすぐに行かれるんですよ。だから、すごく便利な町。新たな交通網と安価な公共交通機関があるということは、この町の特性です。

ですから、ぜひ、私が思う、やっぱり近鉄南を開発というのは、やらないとだめ、これは。

これは地権者もあります。地権者が大事だけれども、これはやることによってすごく利便性の高い地域になります。

以前も申し上げました。南陽町というのは、昔から近鉄蟹江駅は出入り口になっておりました。今でもそうです。ある程度。十四山も飛島からもそうですね。例えば飛島から来るバスは、近鉄南にロータリーがありますとすごく便利になります。おりて2、3分で駅まで行かれるんだもん、歩いて。踏切を渡らずにこっちへ来られるということです、バスが。

だから、利便性も高まるだろうし、そして、新しく開発されたほうも、少しあっちへ回ってよと。富吉南のほうも。ちょっとあそこも交通機関入れてよとか、いろんなことを考えられるじゃないですか。

ですから、広場とともに、近鉄南を開発するというのは、僕はそういう意味でも蟹江町の命運を握っている場所だと思っております。

そして、旧市街地の開発のための再開発です。旧市街地はいいところですよ。一軒家ですから、全部、ほとんどが。新しいマンション群というのは、もう一つ東ですから。旧市街地の一軒家のところを、空き家対策等々をやりながら、再開発がまたできるじゃないですか。家が建ったら売れちゃう町ですよ。今現在。

これは交通の利便性ですよ。若い子たちは車が要らないという時代が来ているんです。そして、自転車で、歩いて、近鉄、JR両駅にも全く近いと、物すごく利便性がいい。

そして、平坦な町ですから、年配になっても住みやすい。長久手、日進のほうへ行きますと、やっぱり丘陵地帯です、全部開発されているのが。皆さん心配されているのは、日進市でも心配されているの。自分たちが年をとったときにどうしようという心配をなされています。だんだん。そういう時代が参っております。

蟹江町はそういう特性があります。

で、排水機、そして水閘門整備されております。毎年排水機も更新されております。そして水害も、名古屋市より水害はないです。

そういう町ですから。どんどん開発を進めていただきたい。積極的に、ちょっと宝地区をかかわっていただきたいなと思っております。

これを要望いたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれにて延会をいたします。

(午後4時28分)